

大阪市公報

発行所
大 阪 市 役 所
大阪市北区中之島 1-3-20
電話 06-6208-7444

目 次

条 例

- 区役所出張所の設置並びに名称、位置及び所管区域に関する条例の一部を改正する条例 7
- 大阪市国際戦略総合特別区域における産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化に係る事業計画の認定並びに法人の市民税、固定資産税、事業所税及び都市計画税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例 7
- 大阪市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例 8
- 大阪市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 12
- 大阪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 13
- 大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 15
- 大阪市立情緒障害児短期治療施設条例の一部を改正する条例 16
- 大阪市介護保険条例の一部を改正する条例 17
- 大阪市立男女共同参画センター条例の一部を改正する条例 19
- 大阪市立こども文化センター条例の一部を改正する条例 20
- 大阪市区役所附設会館条例の一部を改正する条例 21
- 大阪市旅館業法施行条例の一部を改正する条例 23
- 大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例の一部を改正する条例 26
- 大阪市エリアマネジメント活動促進条例及び大阪市道路占用料条例の一部を改正する条例 26
- 大阪港臨港地区の分区における構築物の規制に関する条例の一部を改正する条例 27
- 大阪市立学校設置条例の一部を改正する条例 27
- 規 則
- 大阪市国際戦略総合特別区域における産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化に係る事業計画の認定並びに法人の市民税、固定資産税、事業所税及び都市計画税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則 28
- 大阪市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則 29
- 大阪市農業委員会の行政手続等における情報通信の技術の利用

に関する規則を廃止する規則	30
告 示	
○大阪市立学校設置条例の一部を改正する条例の施行期日	30
○大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の新設の届出に 関する公告	31
○大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の新設の届出に 関する公告	32
○認定特定非営利活動法人の認定に関する公示	34
○開発行為に関する工事の完了	35
○開発行為に関する工事の完了	36
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定	36
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業の廃止	38
○児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定	38
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	39
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 に基づく指定障害福祉サービス事業の廃止	42
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 に基づく指定一般相談支援事業者の指定	44
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 に基づく指定一般相談支援事業の廃止	44
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 に基づく指定特定相談支援事業者の指定	44
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 に基づく指定特定相談支援事業の廃止	45
○道路法違反物件の除却	46
○市道の区域変更	46
○市道の供用開始	47
○一般競争入札の執行（大阪市立中央高等学校プログラミング実 習用コンピュータ機器一式の借入れ）	50
○一般競争入札の執行（岸里小学校仮設校舎一式の借入れ）	53
○一般競争入札の執行（平成 29 年度大阪市立小学校、中学校及 び高等学校産業廃棄物処分業務委託）	56
○地縁による団体の認可	60
○一般競争入札の執行（路線車鶴町営業所車検整備業務委託等）	61
○一般競争入札の執行（券売機の製造）	64
○落札者等の公示	67
○大阪市農業委員会規程の廃止	68
○平成 17 年大阪市農業委員会告示第 1 号（情報通信の技術を利 用する方法により行う行政手続等）の廃止	68
公 告	
○一般競争入札の執行（大宮ほか 1 自転車保管所古自転車等の売	

払い等)……………	68
○一般競争入札の執行(中古軽ワンボックス(ミニ道路パトロー ルカー)の売払い等)……………	72
○一般競争入札の執行(廃棄簿冊の売払い)……………	75
○消防公務之証の亡失無効……………	78
公立大学法人大阪市立大学公告	
○平成27年度財務諸表(公立大学法人大阪市立大学)の公告……………	78

公布された条例のあらまし

◇区役所出張所の設置並びに名称、位置及び所管区域に関する条例の一部を改正する条例

- 1 平野区役所加美出張所を廃止することにしました。
- 2 この条例の施行期日は、市長が定めることにしました。

(平成28年大阪市条例第84号 市民局区政支援室政策支援担当)

◇大阪市国際戦略総合特別区域における産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化に係る事業計画の認定並びに法人の市民税、固定資産税、事業所税及び都市計画税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

- 1 総合特別区域法の一部改正に伴い、規定を整備することにしました。
- 2 この条例は、公布の日(平成28年10月5日)から施行することにしました。

(平成28年大阪市条例第85号 経済戦略局立地推進部立地推進担当)

◇大阪市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例

- 1 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定めることにしました。
- 2 必要な経過措置を講じることにしました。
- 3 この条例は、市長が定める日から施行することにしました。ただし、一部の規定は、平成30年4月1日から施行することにしました。

(平成28年大阪市条例第86号 こども青少年局保育施策部保育企画課)

◇大阪市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

- 1 幼保連携型認定こども園の設備に関する基準を改めることにしました。
- 2 必要な経過措置を講じることにしました。
- 3 この条例は、平成30年4月1日から施行することにしました。

(平成28年大阪市条例第87号 こども青少年局保育施策部保育企画課)

◇大阪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を

改正する条例

- 1 家庭的保育事業等に関する設備の基準を改めることにしました。
- 2 必要な経過措置を講じることにしました。
- 3 この条例は、公布の日（平成28年10月5日）から施行することにしました。
ただし、一部の規定は、平成30年4月1日から施行することにしました。

（平成28年大阪市条例第88号 こども青少年局保育施策部保育企画課）

◇大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

- 1 保育所の設備に関する基準を改めることにしました。
- 2 その他必要な規定を整備することにしました。
- 3 必要な経過措置を講じることにしました。
- 4 この条例は、公布の日（平成28年10月5日）から施行することにしました。
ただし、一部の規定は、平成29年4月1日又は平成30年4月1日から施行することにしました。

（平成28年大阪市条例第89号 こども青少年局子育て支援部こども家庭課、保育施策部保育企画課）

◇大阪市立情緒障害児短期治療施設条例の一部を改正する条例

- 1 児童院の指定管理者の指定を受けるべきものの選定手続の特例を定めることにしました。
- 2 その他必要な規定を整備することにしました。
- 3 この条例は、公布の日（平成28年10月5日）から施行することにしました。
ただし、一部の規定は、平成29年4月1日から施行することにしました。

（平成28年大阪市条例第90号 こども青少年局子育て支援部こども家庭課）

◇大阪市介護保険条例の一部を改正する条例

- 1 介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者の指定の申請に対する審査等に係る手数料を定めることにしました。
- 2 その他必要な規定を整備することにしました。
- 3 この条例は、公布の日（平成28年10月5日）から施行することにしました。

（平成28年大阪市条例第91号 福祉局高齢者施策部介護保険課）

◇大阪市立男女共同参画センター条例の一部を改正する条例

- 1 大阪市立男女共同参画センターの使用許可の要件並びに使用料の納付の義務を負う者の範囲、納付の時期及び還付の方法を改めることにしました。
- 2 大阪市立男女共同参画センターの指定管理者が同センターの休館日を変更し、又は臨時の休館日を定めることができる場合を改めることにしました。
- 3 必要な経過措置を講ずることにしました。
- 4 この条例は、市長が定める日から施行することにしました。ただし、一部の規定は、公布の日（平成28年10月5日）から施行することにしました。

（平成28年大阪市条例第92号 市民局ダイバーシティ推進室男女共同参画課）

◇大阪市立こども文化センター条例の一部を改正する条例

- 1 大阪市立こども文化センターの使用許可の要件並びに使用料の納付の義務

を負う者の範囲、納付の時期及び還付の方法を改めることにしました。

2 必要な経過措置を講ずることにしました。

3 この条例は、市長が定める日から施行することにしました。

(平成28年大阪市条例第93号 子ども青少年局企画部青少年課)

◇大阪市区役所附設会館条例の一部を改正する条例

1 区役所附設会館の使用許可の要件並びに使用料の納付の義務を負う者の範囲、納付の時期及び還付の方法を改めることにしました。

2 必要な経過措置を講ずることにしました。

3 この条例は、市長が定める日から施行することにしました。

(平成28年大阪市条例第94号 市民局総務部総務課)

◇大阪市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

1 簡易宿所営業の施設の構造設備の基準を改めることにしました。

2 玄関帳場等を有しない施設において簡易宿所営業を営む者等が講ずべき措置等を定めることにしました。

3 必要な経過措置を講ずることにしました。

4 この条例は、市長が定める日から施行することにしました。

(平成28年大阪市条例第95号 健康局健康推進部生活衛生課)

◇大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例の一部を改正する条例

1 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、規定を整備することにしました。

2 この条例は、公布の日（平成28年10月5日）から施行することにしました。

(平成28年大阪市条例第96号 環境局環境管理部環境管理課)

◇大阪市エリアマネジメント活動促進条例及び大阪市道路占用料条例の一部を改正する条例

1 都市再生特別措置法の一部改正に伴い、規定の整備を行うことにしました。

2 この条例は、公布の日（平成28年10月5日）から施行することにしました。

(平成28年大阪市条例第97号 都市計画局開発調整部開発誘導課)

(建設局管理部路政課)

◇大阪港臨港地区の分区における構築物の規制に関する条例の一部を改正する条例

1 大阪港臨港地区内に指定される分区の区域内において建設等を規制すべき建築物その他の構築物の範囲を改めることにしました。

2 必要な経過措置を講ずることにしました。

3 この条例は、公布の日（平成28年10月5日）から施行することにしました。

(平成28年大阪市条例第98号 港湾局営業推進室開発調整課)

◇大阪市立学校設置条例の一部を改正する条例

1 浪速小学校及び南港みなみ小学校を設置するとともに、日東小学校ほか2校を廃止することにしました。

2 この条例は、平成29年4月1日から施行することにしました。ただし、一

部の規定は、平成30年4月1日から施行することにした。

(平成28年大阪市条例第99号 教育委員会事務局総務部学事課)

公布された規則のあらまし

◇大阪市国際戦略総合特別区域における産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化に係る事業計画の認定並びに法人の市民税、固定資産税、事業所税及び都市計画税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 総合特別区域法の一部改正に伴い、規定を整備することにした。
- 2 この規則は、公布の日（平成28年10月5日）から施行することにした。

(平成28年大阪市規則第145号 経済戦略局立地推進部立地推進担当)

◇大阪市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 大阪市介護保険条例の一部改正に伴い、居宅サービス事業及び介護保険法に規定する第1号訪問事業を同一の事業所において一体的に運営しようとする場合の事業者の指定等の申請手数料にかかる同種のサービスを定めることにした。
- 2 この規則は、公布の日（平成28年10月5日）から施行することにした。

(平成28年大阪市規則第146号 福祉局高齢者施策部介護保険課)

◇大阪市農業委員会の行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則を廃止する規則

- 1 大阪市農業委員会の行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則を廃止することにした。
- 2 この規則は、平成28年10月3日から施行することにした。

(平成28年大阪市農業委員会規則第1号 経済戦略局産業振興部産業振興課)

条 例

次に掲げる条例を公布する。

区役所出張所の設置並びに名称、位置及び所管区域に関する条例の一部を改正する条例

大阪市国際戦略総合特別区域における産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化に係る事業計画の認定並びに法人の市民税、固定資産税、事業所税及び都市計画税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

大阪市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例

大阪市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する

基準を定める条例の一部を改正する条例

大阪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大阪市立情緒障害児短期治療施設条例の一部を改正する条例

大阪市介護保険条例の一部を改正する条例

大阪市立男女共同参画センター条例の一部を改正する条例

大阪市立こども文化センター条例の一部を改正する条例

大阪市区役所附設会館条例の一部を改正する条例

大阪市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例の一部を改正する条例

大阪市エリアマネジメント活動促進条例及び大阪市道路占用料条例の一部を改正する条例

大阪港臨港地区の分区における構築物の規制に関する条例の一部を改正する条例

大阪市立学校設置条例の一部を改正する条例

平成28年10月 5 日

大阪市長 吉 村 洋 文

大阪市条例第84号

区役所出張所の設置並びに名称、位置及び所管区域に関する条例の一部を改正する条例

区役所出張所の設置並びに名称、位置及び所管区域に関する条例（昭和49年大阪市条例第14号）の一部を次のように改正する。

本則中「、東住吉区役所及び平野区役所」を「及び東住吉区役所」に改め、本則の表中平野区役所加美出張所の項を削る。

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。

（平28. 10. 5 揭示済）

大阪市条例第85号

大阪市国際戦略総合特別区域における産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化に係る事業計画の認定並びに法人の市民税、固定資産税、事業所税及び都市計画税の課税の特例に関する条例の

一部を改正する条例

大阪市国際戦略総合特別区域における産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化に係る事業計画の認定並びに法人の市民税、固定資産税、事業所税及び都市計画税の課税の特例に関する条例（平成24年大阪市条例第105号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中イを削り、ウをイとする。

第3条第6項ただし書中「又は市指定特定事業法人」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（平28.10.5 揭示済）

大阪市条例第86号

大阪市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件
を定める条例

（趣旨）

第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第3条第1項及び第3項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（以下「認定こども園」という。）の認定の要件を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

（認定こども園の認定の要件）

第3条 第1条の要件は、次条から第14条までに定めるもののほか、法第3条第2項及び第4項並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号。以下「設備運営基準」という。）（第二 二後段、第四 九後段、第五、第七、第八 三、第八 五及び第八 六を除く。）に定めるところによる。

（1学級の子どもの数）

第4条 1学級の子どもの数は、35人以下とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該学年の初めの日の前日において満3歳である子どものみで編制される学級の子どもの数は、25人以下とする。ただし、教育及び保育を適切に行うことができると市長が認める場合にあっては、この限りでない。

3 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある子どもで編制することを原則とする。

（調理員の配置）

第5条 認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、設備運営基準第四 七ただし書の規定により当該認定こども園外で調理し搬入する方法により食事の提供を行う認定こども園にあっては、調理員を置かないことができる。

(園舎に備えるべき設備)

第6条 園舎には、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める器具又は設備を備えなければならない。

- (1) 満1歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合 調乳のために必要な器具又は設備
- (2) 満2歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合 沐浴用設備（浴槽、給湯設備及び排水設備が一体となった子どもの^{もく}沐浴のための専用の設備をいう。以下同じ。）
- (3) 満2歳以上満3歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合 シャワー設備（シャワーを用いて行う子どもの衛生的かつ安全な^{もく}沐浴のための専用の設備（沐浴用設備を除く。）をいう。）

2 園舎の乳児室又はほふく室の面積は、満1歳未満の子ども1人につき5.0平方メートル以上、満1歳以上満2歳未満の子ども1人につき3.3平方メートル以上でなければならない。

3 保護者からの利用に係る申込みがあり、前項の要件に適合させることにより当該申込みに係る子どもの保育を当該申込みに係る認定こども園において行うことができない場合において、当該認定こども園における子どもの受入れの体制その他の事情を考慮して市規則で定めるところにより市長が適当と認めるときは、当該認定こども園の乳児室又はほふく室の面積に係る要件は、前項の規定にかかわらず、設備運営基準第四 九後段に定めるところによる。

(教育及び保育の計画)

第7条 認定こども園は、法第6条に基づき幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）を踏まえ、幼稚園教育要領及び保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）に基づくとともに、子どもの1日の生活のリズム及び集団生活の経験年数が異なること等の認定こども園に固有の事情に配慮し、幼稚園における教育課程及び保育所における保育計画の双方の性格を有する教育及び保育に関する全体的な計画を作成しなければならない。

(食事の提供等)

第8条 認定こども園は、当該認定こども園に在籍している子どもに食事を提供するときは、その献立は、できる限り、多様な食品及び調理の方法を組み合わせるよう配慮し、子どもに提供する食事は、当該認定こども園に在籍している子どもの健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。

2 前項に規定するもののほか、子どもに提供する食事は、食品の種類及び調理の方法について、栄養並びに認定こども園に在籍している子どもの身体の

状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

3 子どもに提供する食事の調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

4 認定こども園は、子どもの健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(職員の資質の向上)

第9条 認定こども園は、認定こども園の長並びに教育及び保育に従事する者の資質の向上等を図る体制を整えておかなければならない。

(子育て支援事業)

第10条 認定こども園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援することを旨として、教育及び保育に関する専門性を十分に活用して行うものとし、認定こども園は、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。

2 前項に定めるもののほか、認定こども園は、子育て支援事業の実施に関し、次の各号に掲げる要件に適合しなければならない。

(1) 子育て支援事業に従事する職員について、研修等により子育て支援に必要な能力を向上させる体制を整えておくこと

(2) 地域の人材及び社会資源の活用を図るよう努める観点から、地域で子育て支援を行う民間の団体又は個人と連携を図ること

(情報開示)

第11条 認定こども園は、保護者が多様な施設を適切に選択できるよう、開園日数、開園時間、施設設備、利用者負担額、子育て支援事業等に関する情報を開示しなければならない。

(子どもの健康及び安全の確保)

第12条 認定こども園は、子どもの健康及び安全を確保するため、疾病予防、防災、防犯等に関する体制を整えておくとともに、認定こども園において事故等が発生した場合の補償を円滑に行うことができるよう、適切な保険又は共済制度に加入しておかなければならない。

(教育及び保育の評価等)

第13条 認定こども園は、教育及び保育の質の向上を図るため、子どもの視点に立った教育及び保育の質に係る点検又は評価を行う体制を整えておかなければならない。

(地方裁量型認定こども園に係る要件)

第14条 設備運営基準第一 三に規定する地方裁量型認定こども園（以下「地方裁量型認定こども園」という。）は、第3条から前条までに定めるもののほか、次の各号に掲げる要件に適合しなければならない。

(1) 大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24

年大阪市条例第49号) で定める基準のうち保育所に係るものに該当すること

- (2) 設置者（設置者が法人である場合にあっては、アに限り、当該法人の役員）が次のいずれにも該当すること

ア 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第36条第4項各号のいずれにも該当しないこと

イ 地方裁量型認定こども園を経営するために必要な経済的基礎があること

ウ 財務内容が健全であること

（設備運営基準等の改正に伴う経過措置）

第15条 設備運営基準（設備運営基準を改正する告示を含む。）又は児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。同省令を改正する省令を含む。）の改正により、現にこの条例の規定による要件に適合している認定こども園が当該要件に適合しないこととなる場合における必要な経過措置については、市規則で定める。

（施行の細目）

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例の施行期日は、市長が定める。ただし、第6条第1項（第2号及び第3号に係る部分に限る。）の規定は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第6条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定の施行の際、現に存する認定こども園のうち、同項（同号に係る部分に限る。）に定める認定の要件（以下「第2号要件」という。）に適合しないものであって、沐浴用設備に代わるものとして市長が適当と認める器具又は設備を備えるものに係る平成30年4月1日以後の同号の規定の適用については、当該器具又は設備が存する間（当該認定こども園における設備の設置状況その他の状況を勘案して第2号基準に適合させることについて困難な事由があると市長が認める認定こども園にあっては、当該事由が継続していると市長が認める間）に限り、同号中「同じ。）」とあるのは「同じ。）又はこれに代わるものとして市長が適当と認める器具若しくは設備」とする。

- 3 第6条第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定の施行の際、現に存する認定こども園のうち、同項（同号に係る部分に限る。）に定める認定の要件（以下「第3号要件」という。）に適合しないものであって、同号に定めるシャワー設備に代わるものとして市長が適当と認める器具又は設備を備えるものに係る平成30年4月1日以後の同号の規定の適用については、当該器具又は設備が存する間（当該認定こども園における設備の設置状況その他の状況を勘案して第3号基準に適合させることについて困難な事由があると市長が認める認定こども園にあっては、当該事由が継続していると市長が認め

る間)に限り、同号中「いう。)」とあるのは「いう。)又はこれに代わるものとして市長が適当と認める器具若しくは設備」とする。

(平28.10.5 揭示済)

大阪市条例第87号

大阪市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大阪市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年大阪市条例第100号）の一部を次のように改正する。

第7条中第1項を次のように改める。

園舎には、次の各号に掲げる場合に应じ、それぞれ当該各号に定める器具又は設備を備えなければならない。

- (1) 満1歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合 調乳のために必要な器具又は設備
- (2) 満2歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合 沐浴用設備（浴槽、給湯設備及び排水設備が一体となった乳幼児の沐浴のための専用の設備をいう。以下同じ。）
- (3) 満2歳以上満3歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合 シャワー設備（シャワーを用いて行う幼児の衛生的かつ安全な沐浴のための専用の設備（沐浴用設備を除く。）をいう。）

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に存する幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）のうち、この条例による改正後の大阪市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第7条第1項（第3号に係る部分に限る。）に定める設備の基準（以下「第3号基準」という。）に適合しないものであって、同号に定めるシャワー設備に代わるものとして市長が適当と認める器具又は設備を備えるものに係るこの条例の施行の日以後の同号の規定の適用については、当該器具又は設備が存する間（当該幼保連携型認定こども園における設備の設置状況その他の状況を勘案して第3号基準に適合させることについて困難な事由があると市長が認める幼保連携型認定こども園にあっては、当該事由が継続していると市長が認める間）に限り、同号中「いう。)」とあるのは「いう。)又はこれに代わるものとして市長が適当と認める器具若しくは設備」とする。

(平28.10.5 揭示済)

大阪市条例第88号

大阪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

第1条 大阪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年大阪市条例第101号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第10条」を「第11条」に改める。

第4条第3号イの表4階以上の階の項中「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。）を有する付室」を「付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）」に、「同条第3項第2号、第3号及び第9号」を「同条第3項第3号、第4号及び第10号」に改め、同号を同条第4号とし、同条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 乳児を利用させる場合にあっては、調乳のために必要な器具又は設備を設けること

第6条を次のように改める。

（小規模保育事業A型及び小規模保育事業B型に係る設備の基準）

第6条 小規模保育事業所A型（設備運営基準第28条に規定する小規模保育事業所A型をいう。以下同じ。）及び小規模保育事業所B型（設備運営基準第31条第1項に規定する小規模保育事業所B型をいう。以下同じ。）には、幼児の専用の手洗設備及び便器を設けなければならない。

2 前項に定めるもののほか、小規模保育事業所A型及び小規模保育事業所B型には、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める器具又は設備を設けなければならない。

(1) 乳児を利用させる場合 調乳のために必要な器具又は設備

(2) 乳児又は満3歳未満の幼児を利用させる場合（次号に掲げる場合を除く。） 沐浴用設備（浴槽、給湯設備及び排水設備が一体となった乳幼児の沐浴のための専用の設備をいう。以下同じ。）

(3) 満2歳以上満3歳未満の幼児のみを利用させる場合 シャワー設備（シャワーを用いて行う幼児の衛生的かつ安全な沐浴のための専用の設備（沐浴用設備を除く。）をいう。以下同じ。）

第7条中「乳幼児の沐浴のために必要な」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 乳児を利用させる場合にあっては、調乳のために必要な器具又は設備

(2) 乳幼児の沐浴のために必要な器具又は設備

第10条を次のように改める。

（保育所型事業所内保育事業に係る設備の基準）

第10条 保育所型事業所内保育事業所（設備運営基準第43条に規定する保育所型事業所内保育事業所をいう。）には、次に掲げる器具又は設備を設けなければならない。

- (1) 乳児を入所させる場合にあっては、調乳のために必要な器具又は設備
- (2) 沐浴用設備
- (3) 幼児の専用の手洗設備及び便器

第12条を第13条とし、第11条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

（小規模型事業所内保育事業に係る設備の基準）

第11条 小規模型事業所内保育事業所（設備運営基準第47条第1項に規定する小規模型事業所内保育事業所をいう。以下同じ。）には、幼児の専用の手洗設備及び便器を設けなければならない。

2 前項に定めるもののほか、小規模型事業所内保育事業所には、次の各号に掲げる場合に应じ、それぞれ当該各号に定める器具又は設備を設けなければならない。

- (1) 乳児を利用させる場合 調乳のために必要な器具又は設備
- (2) 乳児又は満3歳未満の幼児を利用させる場合（次号に掲げる場合を除く。） 沐浴用設備
- (3) 満2歳以上満3歳未満の幼児のみを利用させる場合 シャワー設備

第2条 大阪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第10条を次のように改める。

（保育所型事業所内保育事業に係る設備の基準）

第10条 保育所型事業所内保育事業所（設備運営基準第43条に規定する保育所型事業所内保育事業所をいう。）には、幼児の専用の手洗設備及び便器を設けなければならない。

2 前項に定めるもののほか、保育所型事業所内保育事業所には、次の各号に掲げる場合に应じ、それぞれ当該各号に定める器具又は設備を設けなければならない。

- (1) 乳児を入所させる場合 調乳のために必要な器具又は設備
- (2) 乳児又は満2歳未満の幼児を入所させる場合 沐浴用設備
- (3) 満2歳以上満3歳未満の幼児を入所させる場合 シャワー設備

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第2条の規定の施行の際、現に存する保育所型事業所内保育事業所（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第43条に規定する保育所型事業所内保育事業所をいう。以下同じ。）のうち、第2条の規定による改正後の大阪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第10条第2項（第3号に係る部分に限る。）に定める設

備の基準（以下「第3号基準」という。）に適合しないものであって、同号に定めるシャワー設備に代わるものとして市長が適当と認める器具又は設備を備えるものに係る第2条の規定の施行の日以後の同号の規定の適用については、当該器具又は設備が存する間（当該保育所型事業所内保育事業所における設備の設置状況その他の状況を勘案して第3号基準に適合させることについて困難な事由があると市長が認める保育所型事業所内保育事業所にあつては、当該事由が継続していると市長が認める間）に限り、同号中「シャワー設備」とあるのは「シャワー設備又はこれに代わるものとして市長が適当と認める器具若しくは設備」とする。

（平28.10.5 揭示済）

大阪市条例第89号

大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

第1条 大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年大阪市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第3条第11号中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

第4条の見出しを「（保育所の設備の基準）」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

保育所には、乳児を入所させる場合にあっては 調乳のために必要な器具又は設備を備えなければならない。

附則第2項中「及び第4条」を「並びに第4条第2項及び第3項」に改める。

第2条 大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第4条中第1項を次のように改める。

保育所には、次の各号に掲げる場合に依じ、それぞれ当該各号に定める器具又は設備を備えなければならない。

- (1) 乳児を入所させる場合 調乳のために必要な器具又は設備
- (2) 乳児又は満2歳未満の幼児を入所させる場合 沐浴用設備（浴槽、給湯設備及び排水設備が一体となった乳幼児の沐浴のための専用の設備をいう。以下同じ。）
- (3) 満2歳以上満3歳未満の幼児を入所させる場合 シャワー設備（シャワーを用いて行う幼児の衛生的かつ安全な沐浴のための専用の設備（沐浴用設備を除く。）をいう。）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条の規定（第3条第11号の改正規定に限る。） 平成29年4月1日
 - (2) 第2条の規定 平成30年4月1日
(経過措置)
- 2 第2条の規定の施行の際、現に存する保育所のうち、同条の規定による改正後の大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「改正後の条例」という。）第4条第1項（第2号に係る部分に限る。）に定める設備の基準（以下「第2号基準」という。）に適合しないものであって、同号に定める沐浴用設備に代わるものとして市長が適当と認める器具又は設備を備えるものに係る第2条の規定の施行の日以後の同号の規定の適用については、当該器具又は設備が存する間（当該保育所における設備の設置状況その他の状況を勘案して第2号基準に適合させることについて困難な事由があると市長が認める保育所にあつては、当該事由が継続していると市長が認める間）に限り、同号中「同じ。）」とあるのは「同じ。）又はこれに代わるものとして市長が適当と認める器具若しくは設備」とする。
- 3 第2条の規定の施行の際、現に存する保育所のうち、改正後の条例第4条第1項（第3号に係る部分に限る。）に定める設備の基準（以下「第3号基準」という。）に適合しないものであって、同号に定めるシャワー設備に代わるものとして市長が適当と認める器具又は設備を備えるものに係る第2条の規定の施行の日以後の同号の規定の適用については、当該器具又は設備が存する間（当該保育所における設備の設置状況その他の状況を勘案して第3号基準に適合させることについて困難な事由があると市長が認める保育所にあつては、当該事由が継続していると市長が認める間）に限り、同号中「いう。）」とあるのは「いう。）又はこれに代わるものとして市長が適当と認める器具若しくは設備」とする。

（平28.10.5 揭示済）

大阪市条例第90号

大阪市立情緒障害児短期治療施設条例の一部を改正する条例

大阪市立情緒障害児短期治療施設条例（平成17年大阪市条例第127号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大阪市立児童心理治療施設条例

第1条及び第4条中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

第5条第1号中「施設に入所した者」を「入所者又は施設への通所の措置を受けた者」に、「情緒障害の治療」を「社会生活に適応するために必要な心理

に関する治療及び生活指導」に改める。

附則を附則第1項とし、附則に次の2項を加える。

- 2 市長は、平成29年4月1日から平成33年3月31日までの期間について大阪市立児童院の指定管理者を指定しようとするときは、第7条の規定にかかわらず、大阪市立児童院の管理を行おうとする法人等を指名し、当該法人等に対し、その旨を通知するものとする。
- 3 前項に規定する場合における第8条、第10条及び第11条の規定の適用については、第8条中「指定管理者の指定を受けようとする」とあるのは「附則第2項の規定による通知を受けた」と、「市規則で」とあるのは「市長の」と、「その他市規則で」とあるのは「その他市長が」と、第10条中「第8条」とあるのは「附則第3項の規定により読み替えられた第8条」と、「内容を」とあるのは「内容が」と、「照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の」とあるのは「適合すると認めるときでなければ、」と、「選定するものとする」とあるのは「選定してはならない」と、同条第2号中「最大限に」とあるのは「十分に」と、同条第4号中「前3号」とあるのは「附則第3項の規定により読み替えられた前3号」と、第11条中「前条の規定により選定した指定管理予定者」とあるのは「指定管理予定者」とする。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、附則の改正規定は、公布の日から施行する。

(平28.10.5 揭示済)

大阪市条例第91号

大阪市介護保険条例の一部を改正する条例

大阪市介護保険条例（平成12年大阪市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項中第18号を第20号とし、第17号の次に次の2号を加える。

- (18) 法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者（法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業又は同号ロに規定する第1号通所事業を行う者に限る。以下「指定事業者」という。）の指定の申請に対する審査 1件につき30,000円
 - (19) 指定事業者の指定の更新の申請に対する審査 1件につき10,000円
- 第17条第2項の表中

「

前項第2号及び第13号の申請	10,000円
----------------	---------

」

を

「

前項第 1 号及び第18号の申請	35,000円
前項第 2 号及び第13号の申請	10,000円
前項第 2 号及び第19号の申請	10,000円

」

に、

「

前項第 4 号及び第15号の申請	10,000円
------------------	---------

」

を

「

前項第 3 号及び第18号の申請	35,000円
前項第 4 号及び第15号の申請	10,000円
前項第 4 号及び第19号の申請	10,000円

」

に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から平成30年3月31日までの間において、指定介護予防サービス事業者（介護予防訪問介護（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「整備法」という。）附則第10条の規定によりなお従前の例によることとされた整備法第5条の規定（整備法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号。以下「改正前の介護保険法」という。）第8条の2第2項又は整備法附則第11条の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前の介護保険法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護をいう。）に係る指定を受けている者に限る。）が介護保険法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者（同法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業を行う者に限る。）の指定の申請若しくは指定の更新の申請をした場合又は指定介護予防サービス事業者（介護予防通所介護（整備法附則第10条の規定によりなお従前の例によることとされた改正前の介護保険法第8条の2第7項又は整備法附則第11条の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前の介護保険法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護をいう。）に係る指定を受けている者に限る。）が介護保険法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者（同法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業を行う者に限る。）の指定の申請若しくは指定の更新の申請をした場合においては、この条例による改正後の大阪市介護保険条例第17条第1項第18号及び第19号並びに第2項の規定は、適用しない。

(平28.10.5 揭示済)

大阪市条例第92号

大阪市立男女共同参画センター条例の一部を改正する条例

大阪市立男女共同参画センター条例（平成5年大阪市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第4条第5項中「点検又は」を「点検若しくは」に、「とき」を「とき又はセンターの効用を発揮するため必要があるとき」に改める。

第6条中「者は」を「者は、市規則で定めるところにより」に改め、同条に次の1項を加える。

2 指定管理者は、施設を使用しようとする者が第11条の規定による使用料の納付の義務を負うときは、当該納付の事実を確認した上で前項の許可（以下「使用許可」という。）を行わなければならない。ただし、市規則で定める特別の事由があるときは、この限りでない。

第8条中「使用の許可」を「使用許可」に改め、同条第1号中「第6条の許可（以下「使用許可」という。）」を「使用許可」に改める。

第11条中「の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）」を「を使用しようとする者（第6条第2項ただし書に規定する場合にあっては、施設の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。））」に改める。

第12条中「市規則で定める使用料を納付して」を削り、同条に次の1項を加える。

2 附属設備を使用しようとする者（第6条第2項ただし書に規定する場合にあっては、附属設備を使用した者）は、市規則で定める使用料を納付しなければならない。

第13条を次のように改める。

（使用料の納付の時期）

第13条 使用料は、市規則で定める日までに納付しなければならない。

第15条を次のように改める。

（使用料の還付）

第15条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、市規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 災害その他特別の事由により施設又は附属設備を使用することができなくなったとき
- (2) 使用者が市規則で定める日までに使用許可の取消しを申し出た場合において、指定管理者がその理由を相当と認めて当該使用許可を取り消したとき
- (3) 使用料を納付した者が使用許可を受けることができなかったとき

附 則

- 1 この条例の施行期日は、市長が定める。ただし、第4条第5項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の大阪市立男女共同参画センター条例（以下「改正後の条例」という。）第6条第2項、第11条から第13条まで及び第15条の規定は、改正後の条例第6条第1項に規定する施設（以下「施設」という。）の使用に係る申請がこの条例の施行の日以後に行われる場合について適用し、施設の使用に係る申請が同日前に行われた場合については、なお従前の例による。

（平28.10.5 揭示済）

大阪市条例第93号

大阪市立こども文化センター条例の一部を改正する条例

大阪市立こども文化センター条例（昭和53年大阪市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「第13条」を「第15条」に改める。

第6条中「者は」を「者は、市規則で定めるところにより」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 指定管理者は、施設を使用しようとする者が第10条の規定による使用料の納付の義務を負うときは、当該納付の事実を確認した上で前項の許可（以下「使用許可」という。）を行わなければならない。ただし、市規則で定める特別の事由があるときは、この限りでない。

第8条中「使用の許可」を「使用許可」に改め、同条第1号中「第6条の許可（以下「使用許可」という。）」を「使用許可」に改める。

第10条を次のように改める。

（使用料）

第10条 施設を使用しようとする者（第6条第2項ただし書に規定する場合にあっては、施設の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。））は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

第20条を第22条とし、第19条を第21条とし、第18条を第20条とする。

第17条中「第15条」を「第17条」に改め、同条を第19条とする。

第16条第3号イ中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条を第18条とし、第13条から第15条までを2条ずつ繰り下げる。

第12条ただし書中「ただし」を「ただし、市長は」に、「ときは」を「ときは、市規則で定めるところにより」に、「ことがある」を「ことができる」に改め、同条第1号中「使用者の責めに帰すことのできない」を削り、「施設」を「施設又は附属設備」に改め、同条中第2号を次のように改める。

- (2) 使用者が市規則で定める日までに使用許可の取消しを申し出た場合において、指定管理者がその理由を相当と認めて当該使用許可を取り消したと

き

第12条に次の1号を加える。

(3) 使用料を納付した者が使用許可を受けることができなかったとき

第12条を第14条とし、第11条を第13条とし、第10条の次に次の2条を加える。

(附属設備の使用)

第11条 使用者は、附属設備を使用することができる。

2 附属設備を使用しようとする者（第6条第2項ただし書に規定する場合にあっては、附属設備を使用した者）は、市規則で定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の納付の時期)

第12条 使用料は、市規則で定める日までに納付しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例の施行期日は、市長が定める。

(経過措置)

2 この条例による改正後の大阪市立こども文化センター条例（以下「改正後の条例」という。）第6条第2項、第10条から第12条まで及び第14条の規定は、改正後の条例第6条第1項に規定する施設（以下「施設」という。）の使用に係る申請がこの条例の施行の日以後に行われる場合について適用し、施設の使用に係る申請が同日前に行われた場合については、なお従前の例による。

(大阪市立男女共同参画センター条例の一部改正)

3 大阪市立男女共同参画センター条例（平成5年大阪市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「第13条」を「第15条」に改める。

(平28.10.5 揭示済)

大阪市条例第94号

大阪市区役所附設会館条例の一部を改正する条例

大阪市区役所附設会館条例（昭和40年大阪市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第6条中「者は」を「者は、市規則で定めるところにより」に改め、同条に次の1項を加える。

2 指定管理者は、代行会館の施設を使用しようとする者が第11条第1項の規定による使用料の納付の義務を負うときは、当該納付の事実を確認した上で前項の許可を行わなければならない。ただし、市規則で定める特別の事由があるときは、この限りでない。

第8条第1号中「第6条の許可（以下「使用許可」という。）」を「代行会

館の施設の使用の許可」に改める。

第10条第1項中「市長」を「市長」と、第6条第2項中「前項」とあるのは「第10条第1項において読み替えて準用する前項」と、第8条第2号中「前条各号」とあるのは「第10条第1項において準用する前条各号」に改める。

第10条の2第1項中「第6条の規定による」を「代会館の施設の使用の」に改め、同条第3項中「前条において準用する第6条の規定による」を「代会館以外の会館の施設の使用の」に、「ときは、前条」を「ときは、前条第1項」に改める。

第11条第1項を次のように改める。

会館の施設のうち、別表第3に掲げる施設（以下「施設」という。）を使用しようとする者（第6条第2項ただし書に規定する場合にあっては、施設の使用の許可（以下「使用許可」という。）を受けた者（以下「使用者」という。））は、同表に定める使用料を市規則で定める日までに納付しなければならない。

第12条中「市規則で定める使用料を前納して」及びただし書を削り、同条に次の1項を加える。

2 附属設備を使用しようとする者（第6条第2項ただし書に規定する場合にあっては、附属設備を使用した者）は、市規則で定める使用料を市規則で定める日までに納付しなければならない。

第14条を次のように改める。

（使用料の還付）

第14条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、市規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 災害その他特別の事由により施設又は附属設備を使用することができなくなったとき
- (2) 使用者が市規則で定める日までに使用許可の取消しを申し出た場合において、指定管理者（代会館以外の会館の施設に係る使用許可にあっては、市長）がその理由を相当と認めて当該使用許可を取り消したとき
- (3) 使用料を納付した者が使用許可を受けることができなかったとき

附 則

- 1 この条例の施行期日は、市長が定める。
- 2 この条例による改正後の大阪市区役所附設会館条例（以下「改正後の条例」という。）第6条第2項（改正後の条例第10条第1項において読み替えて準用する場合を含む。）並びに改正後の条例第11条第1項、第12条及び第14条の規定は、改正後の条例第1条に規定する会館（以下「会館」という。）の施設の使用に係る申請がこの条例の施行の日以後に行われる場合について適用し、会館の施設の使用に係る申請が同日前に行われた場合については、なお従前の例による。

（平28.10.5 揭示済）

大阪市条例第95号

大阪市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

大阪市旅館業法施行条例（平成15年大阪市条例第2号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大阪市旅館業法の施行等に関する条例

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 旅館業法の施行に関し必要な事項

第1節 旅館業の施設の構造設備の基準（第3条－第7条）

第2節 社会教育に関する施設等（第8条・第9条）

第3節 宿泊者の衛生に必要な措置の基準（第10条）

第4節 その他の事項（第11条・第12条）

第3章 玄関帳場等を有しない施設において簡易宿所営業を営む者等が講ずべき措置等（第13条－第15条）

第4章 雑則（第16条）

附則

第1章 総則

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この条例は、別に定めるもののほか、旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるとともに、玄関帳場その他これに類する設備（以下「玄関帳場等」という。）を有しない簡易宿所営業の施設（第5条第6号ただし書の適用を受ける簡易宿所営業の施設に限る。以下「玄関帳場等を有しない施設」という。）の近隣住民の安全で安心な生活を確保するため、玄関帳場等を有しない施設において簡易宿所営業を営む者（玄関帳場等を有しない施設において簡易宿所営業を営もうとする者を含む。第3章において「簡易宿所営業者等」という。）が講ずべき措置等を定めるものとする。

第2条の次に次の章名及び節名を付する。

第2章 旅館業法の施行に関し必要な事項

第1節 旅館業の施設の構造設備の基準

第3条第3号中「玄関帳場その他これに類する設備（以下「玄関帳場等」という。）」を「玄関帳場等」に改める。

第5条第1号中「定員1名の」を「多数人で共用しない」に改め、同条第2号中「こと」を「こと。ただし、総客室の延べ面積が33平方メートル未満の場合

合は、この限りでない。」に改め、同条第3号中「施設が」を「施設（第6号アに規定する管理事務室を有する簡易宿所営業の施設にあっては、当該管理事務室を除く。）が」に改め、同条第6号中「こと」を「こと。ただし、総客室の延べ面積が33平方メートル未満であって、次の基準に適合する場合は、この限りでない。」に改め、同号に次のように加える。

ア 客室、便所その他宿泊者の宿泊の用に供する部分（以下「宿泊施設」という。）に近接した場所に宿泊者等との面談及び法第6条第1項の宿泊者名簿への記載を行うための事務室（以下「管理事務室」という。）を有すること

イ 宿泊施設の出入口に宿泊者の出入りを確認するためのビデオカメラその他の機器を有すること

ウ 宿泊施設の出入口及び窓は、鍵をかけることができるものであること

エ 宿泊施設及び管理事務室に宿泊者と連絡をとることができる電話機その他の機器を有すること

オ 宿泊施設及び管理事務室の出入口に近隣住民からの苦情等に対応する者の氏名及び電話番号並びに当該宿泊施設及び管理事務室が簡易宿所営業の施設である旨が表示されていること

カ 宿泊施設の出入口に管理事務室の所在地が表示され、かつ、管理事務室の出入口に宿泊施設の所在地が表示されていること

第7条の次に次の節名を付する。

第2節 社会教育に関する施設等

第9条の次に次の節名を付する。

第3節 宿泊者の衛生に必要な措置の基準

第10条第1号中「客室」を「1客室」に改め、同条の次に次の節名を付する。

第4節 その他の事項

第13条を第16条とし、第12条の次に次の1章及び章名を加える。

第3章 玄関帳場等を有しない施設において簡易宿所営業を営む者等が講ずべき措置等

（玄関帳場等を有しない施設において簡易宿所営業を営む者等が講ずべき措置）

第13条 玄関帳場等を有しない施設において簡易宿所営業を営もうとする者が当該簡易宿所営業に係る法第3条第1項の許可の申請をしようとするとき又は簡易宿所営業に係る同項の許可を受けている者が当該簡易宿所営業を営む施設から玄関帳場等を廃止して当該施設を玄関帳場等を有しない施設にしようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を当該簡易宿所営業の施設の近隣住民に周知するための説明会又は戸別訪問（以下「説明会等」という。）を実施するとともに、当該周知の方法、当該説明会等を実施した日時その他市長が定める事項を記載した書面及び次項に規定する書面を市長に提出しなければならない。

(1) 玄関帳場等を有しない施設において簡易宿所営業を営もうとする者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

- (2) 簡易宿所営業の施設の名称及び所在地
- (3) 営業の種別
- (4) 苦情等に対応する者の氏名及び電話番号
- (5) 廃棄物の処理方法

2 前項の規定により実施する説明会等は、同項各号に掲げる事項を記載した書面を提示して行わなければならない。

3 玄関帳場等を有しない施設において簡易宿所営業を営む者は、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 宿泊者に対し、宿泊施設の使用開始時に、次に掲げる宿泊施設を使用する際の注意事項（以下「注意事項」という。）を説明すること
 - ア 宿泊施設に備え付けられた設備の使用方法
 - イ 廃棄物の処理方法
 - ウ 騒音等により周囲に迷惑をかけないこと
 - エ 火災等の緊急事態が発生した場合の通報先及び初期対応の方法（防火、防災設備の使用方法を含む。）
 - (2) 宿泊施設に注意事項を記載した書類を備え置くこと
 - (3) 宿泊者が騒音等により周囲に迷惑をかける行為を行う場合にあっては、当該宿泊者に対し、当該行為を中止するよう求めること
 - (4) 近隣住民からの苦情等の窓口を設置し、近隣住民に周知するとともに、近隣住民からの苦情等に対し適切に対応すること
 - (5) 前各号に掲げる措置その他近隣住民の安全で安心な生活を確保するために自らが遵守すべき事項を記載した手引書を作成すること
 - (6) 宿泊施設が存する建物の出入口の付近に当該宿泊施設が簡易宿所営業の施設である旨を表示すること
- （玄関帳場等を有しない施設への立入調査等）

第14条 市長は、この章の規定の施行に必要な限度において、その職員に、宿泊施設若しくは管理事務室に立ち入り、前条に規定する措置の実施状況について調査させ、又は関係人に質問させることができる。

2 前項の規定による立入、調査又は質問（以下「調査等」という。）を行う職員は、現に宿泊者の宿泊の用に供している宿泊施設に立ち入るときは、あらかじめ、当該宿泊施設において簡易宿所営業を営む者及び当該宿泊施設に宿泊している者の承諾を得なければならない。

3 調査等を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

（勧告及び公表）

第15条 市長は、簡易宿所営業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該簡易宿所営業者等に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- (1) 第13条に規定する措置を講じないとき
- (2) 調査等を拒み、妨げ、又は忌避したとき

- 2 市長は、前項の規定による勧告を受けた簡易宿所営業者等が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨、当該勧告の内容及び当該勧告を受けた簡易宿所営業者等の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）を公表することができる。
- 3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表をされるべき簡易宿所営業者等にその理由を通知し、意見陳述の機会を与えなければならない。

第4章 雑則

附 則

（施行期日）

- 1 この条例の施行期日は、市長が定める。
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の大阪市旅館業法の施行等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第5条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる申請に係る旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可について適用し、施行日前に行われた申請に係る同項の許可については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前に実施された改正後の条例第13条第1項の規定により実施する説明会又は戸別訪問に相当する説明会又は戸別訪問は、同項の規定により実施された説明会又は戸別訪問とみなす。

（平28. 10. 5 揭示済）

大阪市条例第96号

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持
に関する条例の一部を改正する条例

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例（平成5年大阪市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第23条の2の2第3項第6号中「第8条」を「第8条第1項（同法第15条において準用する場合を含む。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（平28. 10. 5 揭示済）

大阪市条例第97号

大阪市エリアマネジメント活動促進条例及び大阪市道路占用料条例の一部を改正する条例

(大阪市エリアマネジメント活動促進条例の一部改正)

第 1 条 大阪市エリアマネジメント活動促進条例（平成26年大阪市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「第46条第13項」を「第46条第15項」に改める。

(大阪市道路占用料条例の一部改正)

第 2 条 大阪市道路占用料条例（昭和28年大阪市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 8 号中「第46条第13項」を「第46条第15項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(平28. 10. 5 揭示済)

大阪市条例第98号

大阪港臨港地区の分区における構築物の規制に関する条例の一部
を改正する条例

大阪港臨港地区の分区における構築物の規制に関する条例（昭和40年大阪市条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表保安港区の項第 1 号中「から第 9 号まで」を「、第 8 号の 2、第 9 号」に改め、同表マリーナ港区の項第 1 号中「第 8 号の 2」を「第 8 号の 2、第 8 号の 3」に改め、同表修景厚生港区の項第 1 号中「第 7 号」を「第 7 号、第 8 号の 3」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の大阪港臨港地区の分区における構築物の規制に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に建設、改築又は用途変更に着手する建築物その他の構築物について適用し、同日前に建設、改築又は用途変更に着手した建築物その他の構築物については、なお従前の例による。

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(平28. 10. 5 揭示済)

大阪市条例第99号

大阪市立学校設置条例の一部を改正する条例

大阪市立学校設置条例（昭和39年大阪市条例第57号）の一部を次のように改

正する。

小学校の表中大阪市立日東小学校の項を削り、大阪市立難波元町小学校の項の次に次のように加える。

大阪市立浪速小学校

大阪市浪速区日本橋西1丁目

小学校の表中大阪市立南港緑小学校の項及び大阪市立南港渚小学校の項を削り、大阪市立清江小学校の項の次に次のように加える。

大阪市立南港みなみ小学校

大阪市住之江区南港中3丁目

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、大阪市立南港緑小学校、大阪市立南港渚小学校及び大阪市立南港みなみ小学校に関する改正規定は、平成30年4月1日から施行する。

(平28.10.5 揭示済)

規 則

次に掲げる規則を公布する。

大阪市国際戦略総合特別区域における産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化に係る事業計画の認定並びに法人の市民税、固定資産税、事業所税及び都市計画税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

平成28年10月5日

大阪市長 吉 村 洋 文

大阪市規則第145号

大阪市国際戦略総合特別区域における産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化に係る事業計画の認定並びに法人の市民税、固定資産税、事業所税及び都市計画税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市国際戦略総合特別区域における産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化に係る事業計画の認定並びに法人の市民税、固定資産税、事業所税及び都市計画税の課税の特例に関する条例施行規則（平成24年大阪市規則第246号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出しを「（市指定法人）」に改め、同条中第2項を削る。

第5条中「第2条第2号ウ」を「第2条第2号イ」に改める。

第6条第2項第1号中「及び市指定特定事業法人」を削る。

第1号様式中

「

- ☐ 条例第2条に規定する市指定法人

☐ 条例第2条に規定する市指定特定事業法人

☐ 上記以外の法人

（総合特別区域法施行規則第1条 項 号の事業
を実施予定）

」

を

「

- ☐ 条例第2条に規定する市指定法人

☐ 上記以外の法人

（総合特別区域法施行規則第1条 項 号の事業
を実施予定）

」

に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の大阪市国際戦略総合特別区域における産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化に係る事業計画の認定並びに法人の市民税、固定資産税、事業所税及び都市計画税の課税の特例に関する条例施行規則第1号様式による用紙は、この規則による改正後の大阪市国際戦略総合特別区域における産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化に係る事業計画の認定並びに法人の市民税、固定資産税、事業所税及び都市計画税の課税の特例に関する条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間なおこれを使用することができる。

(平28.10.5 揭示済)



大阪市規則第146号

大阪市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市介護保険条例施行規則（平成12年大阪市規則第63号）の一部を次のように改正する。

第35条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 条例第17条第1項第1号及び第18号の申請を同時にする場合又は同項第2号及び第19号の申請を同時にする場合に係る同条第2項の同種のものとして市規則で定めるサービスは、それぞれ次に掲げる2のサービスとする。
 - (1) 訪問介護及び第1号訪問事業（法第115条の45第1項第1号イに規定す

- る第1号訪問事業をいう。)において提供されるサービス
- (2) 通所介護及び第1号通所事業(法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業をいう。以下同じ。)において提供されるサービス
- 第35条に次の1項を加える。
- 4 条例第17条第1項第3号及び第18号の申請を同時にする場合又は同項第4号及び第19号の申請を同時にする場合に係る同条第2項の同種のものとして市規則で定めるサービスは、地域密着型通所介護及び第1号通所事業において提供されるサービスとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平28.10.5 揭示済)

大阪市農業委員会の行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則を廃止する規則を公布する。

平成28年9月30日

大阪市農業委員会
会長 濱田 孝

大阪市農業委員会規則第1号

大阪市農業委員会の行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則を廃止する規則

大阪市農業委員会の行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成17年大阪市農業委員会規則第1号)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成28年10月3日から施行する。

(平28.9.30 揭示済)

告 示

大阪市告示第1372号

大阪市立学校設置条例の一部を改正する条例(平成27年大阪市条例第103号)は、平成29年4月1日から施行する。

平成28年10月5日

大阪市長 吉 村 洋 文
(教育委員会事務局総務部学事課)

(平28. 10. 5 揭示済)

大阪市告示第1395号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成28年10月14日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) ライフ寺田町店
大阪市天王寺区国分町73番1
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ライフコーポレーション 代表取締役 岩崎 高治
東京都中央区日本橋本町3丁目6番2号
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ライフコーポレーション 代表取締役 岩崎 高治
東京都中央区日本橋本町3丁目6番2号
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
平成29年5月31日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,020㎡
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

① 駐車場の位置及び収容台数

位置	収容台数
建物R階（駐車場①）	30台
建物1階 北側 （駐車場② 自動二輪車用）	2台
合計	32台（うち自動二輪車2台）

② 駐輪場の位置及び収容台数

位置	収容台数
建物1階北側（駐輪場①）	76台
建物1階北側 （駐輪場② 原動機付自転車用）	5台
合計	81台（うち原動機付自転車5台）

③ 荷さばき施設の面積

57㎡

④ 廃棄物等の保管施設の容量

11.4㎡

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻	閉店時刻
株式会社ライフコーポレーション	午前7時	翌午前2時

② 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前6時30分～翌午前2時30分

③ 駐車場の自動車の出入口の数

出入口1箇所

④ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時～午後9時

2 届出年月日

平成28年9月30日

3 届出及び添付書類の縦覧

(1) 縦覧に供する場所

① 大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課

大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルO's棟南館4階

② 大阪市天王寺区役所市民協働課

大阪市天王寺区真法院町20番33号 大阪市天王寺区役所3階

(2) 期間

平成28年10月14日（金）から平成29年2月14日（火）まで（日曜日、土曜日及び祝日その他の大阪市の休日を除く。）

(3) 時間

午前9時30分から午後5時まで

4 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定による意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成29年2月14日（火）

(2) 提出先

上記3(1)に同じ

(経済戦略局産業振興部産業振興課)

大阪市告示第1396号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき
大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとお

り公告する。

平成28年10月14日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ラ・ムー北津守店

大阪市西成区北津守2丁目48番1 外1筆

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大黒天物産株式会社 代表取締役 大賀 昭司

岡山県倉敷市堀南704番地5

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大黒天物産株式会社 代表取締役 大賀 昭司

岡山県倉敷市堀南704番地5

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

平成29年5月31日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,060㎡

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

① 駐車場の位置及び収容台数

位置	収容台数
建物東側	157台
建物東側 (自動二輪車用)	5台
合計	162台(うち自動二輪車5台)

② 駐輪場の位置及び収容台数

位置	収容台数
建物東側(駐輪場①)	30台
建物東側(駐輪場②)	18台
建物北側(駐輪場③)	118台
建物南側 (駐輪場④ 原動機付自転車用)	5台
合計	171台(うち原動機付自転車5台)

③ 荷さばき施設の面積

552㎡

④ 廃棄物等の保管施設の容量

16.6㎡

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻	閉店時刻
大黒天物産株式会社	24時間	

② 来客が駐車場を利用することができる時間帯

24時間

③ 駐車場の自動車の出入口の数

出入口 2 箇所

④ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6 時～午後 9 時

2 届出年月日

平成28年 9 月30日

3 届出及び添付書類の縦覧

(1) 縦覧に供する場所

① 大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課

大阪市住之江区南港北 2 丁目 1 番10号 A T C ビル O' s 棟南館 4 階

② 大阪市西成区役所総務課（総合企画）

大阪市西成区岸里 1 丁目 5 番20号 大阪市西成区役所 7 階

(2) 期間

平成28年10月14日（金）から平成29年 2 月14日（火）まで（日曜日、土曜日及び祝日その他の大阪市の休日を除く。）

(3) 時間

午前 9 時30分から午後 5 時まで

4 大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定による意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成29年 2 月14日（火）

(2) 提出先

上記 3 (1)に同じ

(経済戦略局産業振興部産業振興課)

大阪市告示第1397号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第44条第 1 項の規定により、認定特定非営利活動法人（認定 N P O 法人）として認定したので、同法第49条第 2 項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成28年10月14日

大阪市長 吉 村 洋 文

名 称	特定非営利活動法人シニア自然大学校
代 表 者 の 氏 名	児玉 利恒
主たる事務所の所在地	大阪府中央区天満橋京町2番13号
認 定 の 有 効 期 間	自平成28年9月26日 至平成33年9月25日
定款に記載された目的	この法人は、自然環境保全のための、普及啓発、調査研究、政策企画提案等の活動と、社会文化維持継承の普及啓発活動を行うと共に、子どもの健全な育成やまちづくり、更に地球環境問題にも積極的に取り組み、広く他団体との交流を深め、そしてこれらの活動を通じて社会の健全な発展に貢献することを目的とする。

(市民局区政支援室市民活動支援担当)

大阪市告示第1398号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成28年10月14日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 許可番号

平成28年6月30日 大阪市指令都計（開）第22号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

大阪府淀川区田川北1丁目20番13、20番14

3 許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府鶴見区横堤4丁目20番20-3F

株式会社ハウスプランニング

代表取締役 河井 大亮

4 新たに設置された公共施設

公共施設 の種類	概要		管理者	用地の 帰属	摘 要
	幅員（管径）	延長			
道路	4.000m	24.910m	開発者	開発者	すみ切り1ヵ所含む
道路	4.000m	10.940m	開発者	開発者	すみ切り2ヵ所含む

下水道	D=150mm	1.100m	大阪市	—	集水ますⅢ型 インバート付 1ヵ所 新設工
-----	---------	--------	-----	---	-----------------------------

なお、関係図書は大阪市都市計画局開発調整部開発誘導課において閲覧することができる。

(都市計画局開発調整部開発誘導課)

大阪市告示第1399号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成28年10月14日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 許可番号

平成28年7月25日 大阪市指令都計（開）第28号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

大阪市阿倍野区阪南町3丁目6番17の一部

3 許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市天王寺区勝山1丁目9番16号

アートホーム株式会社

代表取締役 杉本 林暲

4 新たに設置された公共施設

公共施設 の種類	概要		管理者	用地の 帰属	摘 要
	幅員（管径）	延長			
道路	4.000m	24.750m	開発者	開発者	すみ切り2ヵ所含む
下水道	D=150mm	2.400m	大阪市	—	集水ますⅠ型 インバート付 1ヵ所 新設工

なお、関係図書は大阪市都市計画局開発調整部開発誘導課において閲覧することができる。

(都市計画局開発調整部開発誘導課)

大阪市告示第1400号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定により、

指定障害児通所支援事業者として次の者を指定したので、同法第21条の5の24の規定により告示する。

平成28年10月14日

大阪市長 吉 村 洋 文

①主たる事務所の名称及び所在地 ②事業所の名称及び所在地 ③指定年月日
④サービスの種類 ⑤主たる対象者 ⑥事業所番号

①社会福祉法人大阪婦人ホーム 大阪市平野区加美北七丁目1番30号 ②子ロ
バキッズひろば 大阪市都島区高倉町二丁目9番27号 ③平成28年9月1日
④児童発達支援（児童発達支援センター以外）・放課後等デイサービス・保育
所等訪問支援 ⑤障がい児 ⑥2755220197

①一般社団法人スマイルバード 京都府京都市上京区今出川通七本松西入毘沙
門町487番地7 ②支援センター うらら 大阪市旭区千林二丁目1番12号
アスクハイツ ③平成28年9月1日 ④放課後等デイサービス ⑤障がい児
⑥2753120167

①株式会社ヒューマンハート 大阪市平野区平野南四丁目1番15号 ②ケアラ
エルア 大阪市平野区流町三丁目11番8-101号 ③平成28年9月1日 ④
児童発達支援（児童発達支援センター以外）・放課後等デイサービス ⑤障が
い児 ⑥2755820301

①株式会社エーススタイル 大阪市城東区鳴野西四丁目1番33号 ②うえるふえ
あナースリー都島高倉 大阪市都島区高倉町一丁目9番14号 ③平成28年9
月1日 ④児童発達支援（児童発達支援センター以外）・放課後等デイサービス
⑤障がい児 ⑥2755220205

①株式会社アイルビー 大阪府中央区農人橋一丁目1番29-1103号 ②ハッピー
テラス東三国教室 大阪市淀川区東三国四丁目4番11号 東明ビル5階 ③平
成28年9月1日 ④放課後等デイサービス ⑤障がい児 ⑥2759120146

①株式会社リバーウッド 大阪市淀川区三国本町二丁目13番37-911号 ②リ
バーサポートセンター 大阪市淀川区西三国四丁目10番11号2F ③平成28年
9月1日 ④放課後等デイサービス ⑤障がい児 ⑥2759120153

①有限会社岸和田中央配食センター 大阪府岸和田市八阪町5008番地 ②まつ
むし通児童デイサービス 大阪市西成区岸里東一丁目24番6号 ③平成28年9
月1日 ④児童発達支援（児童発達支援センター以外）・放課後等デイサービ
ス ⑤障がい児 ⑥2753320155

①特定非営利活動法人 あい・すまいる淀川高齢者・障害者自立支援センター
大阪市淀川区三津屋中二丁目5番16号 ②放課後等デイサービス たいよう
大阪市淀川区三津屋中二丁目5番16号 ③平成28年9月1日 ④放課後等デ
イサービス ⑤障がい児 ⑥2759120161

①特定非営利活動法人 街かど福祉 大阪市西区京町堀三丁目8番9号 ②i
・放課後ひまわり 大阪市西成区北津守一丁目2番8号 ③平成28年9月1日
④児童発達支援（児童発達支援センター以外） ⑤障がい児 ⑥2753320080

（福祉局障がい者施策部運営指導課）

大阪市告示第1401号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の19第2項の規定による指定障害児通所支援事業の廃止の届出を次の者より受理したので、同法第21条の5の24の規定により告示する。

平成28年10月14日

大阪市長 吉 村 洋 文

①主たる事務所の名称及び所在地 ②事業所の名称及び所在地 ③廃止年月日
④サービスの種類 ⑤主たる対象者 ⑥事業所番号

①社会福祉法人 愛徳福祉会 大阪市東住吉区山坂五丁目11-21 ②大阪発達総合療育センター あおば 大阪市東住吉区山坂五丁目9番16号 ③平成28年7月31日 ④児童発達支援（児童発達支援センター以外） ⑤障がい児 ⑥2750820116

（福祉局障がい者施策部運営指導課）

**大阪市告示第1402号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の28第1項の規定により、指定障害児相談支援事業者として次の者を指定したので、同法第24条の37の規定により告示する。

平成28年10月14日

大阪市長 吉 村 洋 文

①主たる事務所の名称及び所在地 ②事業所の名称及び所在地 ③指定年月日
④サービスの種類 ⑤主たる対象者 ⑥事業所番号

①社会福祉法人キリスト教ミード社会館 大阪市淀川区十三元今里一丁目1番52号 ②ミード社会館障がい相談支援センター 大阪市淀川区十三元今里一丁目1番52号 ③平成28年9月1日 ④障害児相談支援 ⑤障がい児 ⑥2779100086

①株式会社 みたま 大阪市福島区野田六丁目3番26-1001号 ②相談支援センター ボルスリー 大阪市福島区野田二丁目14番1号102 ③平成28年9月1日 ④障害児相談支援 ⑤障がい児 ⑥2770200059

①株式会社悠愛 京都府京都市下京区不明門通花屋町下る高槻町346番0-2 サピエンスコート烏丸七条1F西側 ②未来 大阪市都島区都島北通一丁目14番7号 プレアール都島IV101号室 ③平成28年9月1日 ④障害児相談支援 ⑤障がい児 ⑥2775200096

①株式会社守成堂 大阪市住吉区我孫子東一丁目2-3 ②介護のサポートセンター 大阪市西成区岸里東一丁目28番4号 ③平成28年9月1日 ④障害児

相談支援 ⑤障がい児 ⑥2773320201

①特定非営利活動法人 燦然会 大阪市城東区蒲生三丁目10番19号 ②相談支援センター ゼ・す・と 大阪市城東区古市二丁目2番15号 ③平成28年9月1日 ④障害児相談支援 ⑤障がい児 ⑥2774400226

(福祉局障がい者施策部運営指導課)

大阪市告示第1403号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により告示する。

平成28年10月14日

大阪市長 吉 村 洋 文

①主たる事務所の名称及び所在地 ②事業所の名称及び所在地 ③指定年月日
④サービスの種類 ⑤主たる対象者 ⑥事業所番号

①一般社団法人スマイルバード 京都府京都市上京区今出川通七本松西入毘沙門町487番地7 ②支援センター うらら 大阪市旭区千林二丁目1番12号 アスクハイツ ③平成28年9月1日 ④居宅介護・重度訪問介護・同行援護 ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・障がい児・特殊の疾病による障がい者を有する者 ⑥2713101158

①アイビーエー 株式会社 大阪市東住吉区針中野二丁目5番1号 ②なないろケアセンター 大阪市東住吉区針中野二丁目5番1号 ③平成28年9月1日 ④行動援護 ⑤知的障がい者・精神障がい者・障がい児・特殊の疾病による障がい者を有する者 ⑥2715801516

①株式会社 グリーンアップル 大阪市東住吉区住道矢田五丁目9番23号 ②バンブーフクトリー 大阪市東住吉区鷹合一丁目18番25号 ③平成28年9月1日 ④就労継続支援（A型） ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・特殊の疾病による障がい者を有する者 ⑥2710801925

①株式会社 日本エルダリーケアサービス 東京都港区芝公園三丁目4番30号 32芝公園ビル7階 ②さくらそう城東 大阪市城東区関目一丁目15番17号 ③平成28年9月1日 ④同行援護 ⑤身体障がい者・障がい児・特殊の疾病による障がい者を有する者 ⑥2714400443

①合同会社 シクロ 大阪市西成区鶴見橋一丁目2番7号 ②ディレイラ 大阪市西成区松二丁目3番9号 英智ビル2階 ③平成28年9月1日 ④就労継続支援（A型） ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・特殊の疾病による障がい者を有する者 ⑥2713303127

①株式会社ビオネスト 兵庫県神戸市中央区御幸通二丁目1番6号 ②訪問介護ステーション笑楽 東住吉 大阪市東住吉区公園南矢田三丁目21番17号 ③平成28年9月1日 ④居宅介護・重度訪問介護 ⑤身体障がい者・知的障がい

者・精神障がい者・障がい児・特殊の疾病による障がいを有する者 ⑥
2710801933

①株式会社 J H C 大阪市中央区内平野町一丁目 5 番 5 号 日室内平野町ビル
5 階 1 号 ②いやし 大阪市北区天満二丁目 8 番 2 号 ロイヤルビル 1 階 ③
平成28年 9 月 1 日 ④就労移行支援（一般型） ⑤身体障がい者・知的障がい
者・精神障がい者・特殊の疾病による障がいを有する者 ⑥2719401107

①パートナーズ株式会社 大阪市天王寺区大道四丁目 8 番13号 山野ビル 1 階
②パートナーズはるな 大阪市天王寺区大道四丁目 8 番13号 山野ビル 1 階
③平成28年 9 月 1 日 ④居宅介護・重度訪問介護 ⑤身体障がい者・知的障
がい者・精神障がい者・特殊の疾病による障がいを有する者 ⑥2711700837

①株式会社 雅 大阪市此花区伝法二丁目12番 9 号 ②ケアサポート もも
大阪市此花区伝法二丁目12番 9 号 ユニライフ小玉103号 ③平成28年 9 月 1
日 ④居宅介護・重度訪問介護 ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい
者・特殊の疾病による障がいを有する者 ⑥2712800412

①株式会社 晴 大阪市東住吉区鷹合二丁目12番10号 ②ケアセンター晴 大
阪市東住吉区鷹合二丁目12番10号 ③平成28年 9 月 1 日 ④居宅介護・重度訪
問介護・同行援護 ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・障がい児
・特殊の疾病による障がいを有する者 ⑥2710801941

①株式会社エビス 大阪市港区磯路二丁目12番 磯路公園 1－114 ②訪問介
護 エビス 大阪市港区磯路二丁目12番 磯路公園 1－114 ③平成28年 9 月
1 日 ④居宅介護・重度訪問介護・同行援護 ⑤身体障がい者・精神障がい者
・特殊の疾病による障がいを有する者 ⑥2710400710

①有限会社フレックス 大阪市港区三先二丁目12番 1 号 ②トータルサポート
いざなみ・ぷらす 大阪市港区三先二丁目12番 1 号 3 F ③平成28年 9 月 1
日 ④居宅介護・重度訪問介護 ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい
者・特殊の疾病による障がいを有する者 ⑥2710400728

①合同会社 T o o n e h e a r t 大阪市東住吉区住道矢田一丁目26番
25号 ②ケアステーションマリア 大阪市東住吉区住道矢田一丁目26番25号
③平成28年 9 月 1 日 ④居宅介護・重度訪問介護・同行援護 ⑤身体障がい者
・知的障がい者・精神障がい者・障がい児・特殊の疾病による障がいを有する
者 ⑥2710801958

①ピュア介護サービス株式会社 大阪市西成区津守三丁目 4 番14号 ②ピュア
介護サービス株式会社 大阪市西成区津守三丁目 4 番14号 ③平成28年 9 月 1
日 ④居宅介護・重度訪問介護・同行援護 ⑤身体障がい者・知的障がい者・
障がい児 ⑥2713303135

①株式会社 E S T 大阪市中央区上汐二丁目 1 番17号 ②スマイルプラス大阪
梅田センター 大阪市北区梅田一丁目 2 番 2 号 大阪駅前第 2 ビル10F ③平
成28年 9 月 1 日 ④就労移行支援（一般型） ⑤身体障がい者・知的障がい者
・精神障がい者・障がい児・特殊の疾病による障がいを有する者 ⑥
2714101256

①合同会社SAKURA CLOUD 大阪市鶴見区茨田大宮二丁目2番62ー201号 ②水蓮 大阪市鶴見区今津北五丁目13番24号 コンフォート今津310号

③平成28年9月1日 ④居宅介護 ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・障がい児 ⑥2719200913

①株式会社ネクストスペース 大阪市平野区加美東一丁目13番44号 ②ねくすとベーす 大阪市平野区加美東一丁目13番44号 O T Mビル503号 ③平成28年9月1日 ④就労継続支援（A型） ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・特殊の疾病による障がい有する者 ⑥2715802787

①岸本工業株式会社 兵庫県宝塚市清荒神一丁目8番10ー402号 ②ハナミズキ 大阪市中央区南船場三丁目6番25号 I B C心斎橋e a s t 2階201号室 ③平成28年9月1日 ④就労移行支援（一般型）・就労継続支援（B型）

⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・特殊の疾病による障がい有する者 ⑥2719401313

①特定非営利活動法人 トライアングル 大阪市平野区長吉六反五丁目6番32号 ②だんだん 大阪市平野区長吉長原東二丁目6番12 - 410号 ③平成28年9月1日 ④共同生活援助 ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・特殊の疾病による障がい有する者 ⑥2725800243

①特定非営利活動法人 街かど福祉 大阪市西区京町堀三丁目8番9号 ②街かどあぐりにしなり 大阪市西成区北津守四丁目9番5号 ③平成28年9月1日 ④就労移行支援（一般型）・就労継続支援（A型） ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・特殊の疾病による障がい有する者 ⑥2713303143

①特定非営利活動法人 西淀川発達支援センターたんぼぼ 大阪市西淀川区野里三丁目6番12号 ②第2西淀川発達支援センターたんぼぼ 大阪市西淀川区野里三丁目6番24号 ③平成28年9月1日 ④生活介護・就労継続支援（B型）

⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・特殊の疾病による障がい有する者 ⑥2711000774

①特定非営利活動法人 日常生活支援ネットワーク 大阪市浪速区敷津東三丁目6番10号 ②しきつの杜 大阪市浪速区大国二丁目15番6号 2 F ③平成28年9月1日 ④居宅介護・重度訪問介護・同行援護 ⑤身体障がい者・知的障がい者・障がい児・特殊の疾病による障がい有する者 ⑥2714300932

①N P O法人介護予防の星 きずな 大阪市天王寺区上汐三丁目6番31号 千寿マンション上本町205号 ②きずなライフケアホーム 大阪市天王寺区味原町10番3号 ③平成28年9月1日 ④共同生活援助 ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・特殊の疾病による障がい有する者 ⑥2721700025

①特定非営利活動法人 燦然会 大阪市城東区蒲生三丁目10番19号 ②ぜ・す・と 大阪市城東区古市二丁目2番15号 ③平成28年9月1日 ④就労継続支援（B型） ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・特殊の疾病による障がい有する者 ⑥2714401276

①特定非営利活動法人 幸人会 大阪市中央区島之内一丁目22番22号 島之内

堺筋ビル401号 ②くれよん 大阪市西成区天下茶屋三丁目12番1号 桂ビル
1階3号 ③平成28年9月1日 ④居宅介護・重度訪問介護・同行援護 ⑤身
体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・障がい児・特殊の疾病による障が
いを有する者 ⑥2713303150

(福祉局障がい者施策部運営指導課)

大阪市告示第1404号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法
律第123号）第46条第2項の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止の届
出を次の者より受理したので、同法第51条の規定により告示する。

平成28年10月14日

大阪市長 吉 村 洋 文

①主たる事務所の名称及び所在地 ②事業所の名称及び所在地 ③廃止年月日
④サービスの種類 ⑤主たる対象者 ⑥事業所番号

①社会福祉法人 北摂杉の子会 大阪府高槻市城北町一丁目6番8号 ②ジョ
ブサイトよど 大阪市淀川区十三東二丁目3番10号 ③平成28年7月31日 ④
就労継続支援（B型） ⑤知的障がい者・精神障がい者 ⑥2719100535

①社会福祉法人 路交館 大阪市東淀川区東淡路二丁目7番5号 ②ウィリッ
シュ 大阪市東淀川区東淡路二丁目15番10号 FJSビル ③平成28年7月31
日 ④就労移行支援（一般型） ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい
者・障がい児・特殊の疾病による障がいを有する者 ⑥2713000012

①株式会社 ジョイプラン 大阪市阿倍野区西田辺町一丁目13番1号 ②ヘル
パーステーションジョイ 大阪市阿倍野区阪南町五丁目24番8号 ③平成28年
6月30日 ④居宅介護・重度訪問介護 ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神
障がい者・障がい児 ⑥2712300355

①株式会社 チャオ 大阪市都島区毛馬町五丁目3番9-203号 ②訪問介護
チャオ 大阪市都島区大東町二丁目9番4-103 ③平成28年7月31日 ④居
宅介護・重度訪問介護・同行援護 ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障が
い者・障がい児 ⑥2715200560

①株式会社 彩 大阪市生野区桃谷三丁目2番27号 ②訪問介護いそどり 大
阪市生野区桃谷二丁目18番32号 ③平成28年7月31日 ④居宅介護・重度訪問
介護 ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・障がい児 ⑥
2712200902

①株式会社 寿寿 大阪府東大阪市横小路町四丁目6番18号 ②訪問介護ステ
ーションまごのて 大阪市西成区梅南一丁目2番16号 ③平成28年7月31日
④居宅介護・重度訪問介護 ⑤身体障がい者・精神障がい者・特殊の疾病によ
る障がいを有する者 ⑥2713301618

①株式会社 悠希 大阪市西淀川区野里一丁目32番14号 パシフィック塚本

- 103号 ②トータルケアサポート悠希 大阪市西淀川区野里一丁目32番14号
パシフィック塚本103号 ③平成28年7月31日 ④居宅介護・重度訪問介護
⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者 ⑥2711000279
- ①合同会社 よつばのプラス 大阪市浪速区下寺三丁目10番15号 ②よつばの
プラス 大阪市浪速区下寺三丁目10番15号 ③平成28年6月30日 ④居宅介護
・重度訪問介護 ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・障がい児
⑥2714300403
- ①株式会社リードアライアンス 大阪市北区堂島2-3-2-302 ②訪問介
護きらり 大阪市浪速区敷津西二丁目1番30号 ドラゴンルージュ101号室
③平成28年7月31日 ④居宅介護・重度訪問介護 ⑤身体障がい者・知的障が
い者・精神障がい者・障がい児・特殊の疾病による障がい者を有する者 ⑥
2714300502
- ①株式会社 グリーン・ケア 大阪府堺市西区菱木三丁2642番地1（2階）
②ステップ 谷町 大阪市中央区農人橋一丁目4番31号 A X I S谷町ビル10
-A号室 ③平成28年7月31日 ④就労継続支援（A型） ⑤身体障がい者・
知的障がい者・精神障がい者・特殊の疾病による障がい者を有する者 ⑥
2719401172
- ①有限会社ナカサダ 大阪市平野区喜連一丁目1番50号 ②ほっとケアセンター
中井 大阪市平野区喜連一丁目1番75号 ③平成28年7月31日 ④居宅介護・
重度訪問介護・行動援護・同行援護 ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障
がい者・障がい児・特殊の疾病による障がい者を有する者 ⑥2715802126
- ①コスモスフィーカ株式会社 大阪府貝塚市麻生中149番地11 ②フィーカ
大阪市中央区南船場一丁目4番8-701号 ③平成28年6月30日 ④居宅介護
・重度訪問介護・同行援護 ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・
障がい児・特殊の疾病による障がい者を有する者 ⑥2719400695
- ①株式会社 マインドチェンジ 大阪市鶴見区横堤四丁目25番4-601号 ②
成 介護センター 大阪市鶴見区横堤四丁目28番14号 鶴見緑地道端マンショ
ン103号 ③平成28年7月31日 ④居宅介護・重度訪問介護 ⑤身体障がい者
・知的障がい者・精神障がい者・障がい児・特殊の疾病による障がい者を有する
者 ⑥2714401235
- ①帝 株式会社 大阪市都島区東野田町一丁目20番11号 ②ケアサポートセン
ターミカド 大阪市都島区東野田町一丁目20番11号 三友ビル1F ③平成28
年7月31日 ④居宅介護・重度訪問介護 ⑤身体障がい者・知的障がい者・精
神障がい者・障がい児・特殊の疾病による障がい者を有する者 ⑥2715200842
- ①特定非営利活動法人 精神障害者支援の会ヒット 大阪市生野区新今里三丁
目1番5号 ②トータスハウス 大阪市生野区勝山北五丁目7番11号 ③平成
28年7月31日 ④生活介護 ⑤精神障がい者 ⑥2712201108

（福祉局障がい者施策部運営指導課）

大阪市告示第1405号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の19第1項の規定により、指定一般相談支援事業者として次の者を指定したので、同法第51条の30第1項の規定により告示する。

平成28年10月14日

大阪市長 吉 村 洋 文

①主たる事務所の名称及び所在地 ②事業所の名称及び所在地 ③指定年月日

④サービスの種類 ⑤主たる対象者 ⑥事業所番号

①株式会社守成堂 大阪市住吉区我孫子東一丁目2-3 ②介護のサポートセンター 大阪市西成区岸里東一丁目28番4号 ③平成28年9月1日 ④地域移行支援・地域定着支援 ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・特殊の疾病による障がい者を有する者 ⑥2733300376

①特定非営利活動法人 燦然会 大阪市城東区蒲生三丁目10番19号 ②相談支援センター ゼ・す・と 大阪市城東区古市二丁目2番15号 ③平成28年9月1日 ④地域移行支援・地域定着支援 ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・特殊の疾病による障がい者を有する者 ⑥2734400332

（福祉局障がい者施策部運営指導課）

大阪市告示第1406号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第2項の規定による指定一般相談支援事業の廃止の届出を次の者より受理したので、同法第51条の30第1項の規定により告示する。

平成28年10月14日

大阪市長 吉 村 洋 文

①主たる事務所の名称及び所在地 ②事業所の名称及び所在地 ③廃止年月日

④サービスの種類 ⑤主たる対象者 ⑥事業所番号

①株式会社ログ 大阪市阿倍野区昭和町二丁目19番24号-5D号室 ②ログ02 大阪市阿倍野区昭和町二丁目19番24号-5D号室 ③平成28年7月31日

④地域移行支援・地域定着支援 ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・特殊の疾病による障がい者を有する者 ⑥2732300070

（福祉局障がい者施策部運営指導課）

大阪市告示第1407号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の20第1項の規定により、指定特定相談支援事業者として

次の者を指定したので、同法第51条の30第2項の規定により告示する。

平成28年10月14日

大阪市長 吉 村 洋 文

①主たる事務所の名称及び所在地 ②事業所の名称及び所在地 ③指定年月日

④サービスの種類 ⑤主たる対象者 ⑥事業所番号

①社会福祉法人弘仁会 大阪市生野区中川一丁目6番20号 ②社会福祉法人弘仁会アルカンシエル東成ケアプランセンター 大阪市東成区中本四丁目1番21号 ③平成28年9月1日 ④計画相談支援 ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・特殊の疾病による障がい者を有する者 ⑥2731500126

①株式会社 みたま 大阪市福島区野田六丁目3番26-1001号 ②相談支援センター ボルスリー 大阪市福島区野田二丁目14番1号102 ③平成28年9月1日 ④計画相談支援 ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・障がい児・特殊の疾病による障がい者を有する者 ⑥2730200066

①株式会社悠愛 京都府京都市下京区不明門通花屋町下る高槻町346番0-2 サピエンスコート烏丸七条1F西側 ②未来 大阪市都島区都島北通一丁目14番7号 プレアール都島IV101号室 ③平成28年9月1日 ④計画相談支援 ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・障がい児・特殊の疾病による障がい者を有する者 ⑥2735200103

①株式会社守成堂 大阪市住吉区我孫子東一丁目2-3 ②介護のサポートセンター 大阪市西成区岸里東一丁目28番4号 ③平成28年9月1日 ④計画相談支援 ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・障がい児・特殊の疾病による障がい者を有する者 ⑥2733300376

①特定非営利活動法人 燦然会 大阪市城東区蒲生三丁目10番19号 ②相談支援センター ゼ・す・と 大阪市城東区古市二丁目2番15号 ③平成28年9月1日 ④計画相談支援 ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・障がい児・特殊の疾病による障がい者を有する者 ⑥2734400332

(福祉局障がい者施策部運営指導課)

大阪市告示第1408号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第4項の規定による指定特定相談支援事業の廃止の届出を次の者より受理したので、同法第51条の30第2項の規定により告示する。

平成28年10月14日

大阪市長 吉 村 洋 文

①主たる事務所の名称及び所在地 ②事業所の名称及び所在地 ③廃止年月日

④サービスの種類 ⑤主たる対象者 ⑥事業所番号

①A i r C l o v e r 株式会社 大阪市中心区備後町一丁目5番16号 ②はぴりあ花園 大阪市西成区梅南一丁目2番26-806号 ③平成28年8月31日

- ④計画相談支援 ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・障がい児
・特殊の疾病による障がいを有する者 ⑥2733300301
(福祉局障がい者施策部運営指導課)

大阪市告示第1409号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成28年10月14日

大阪市長 吉 村 洋 文

次の道路上にある物件（現場において除却勧告書をはっている物件）は、道路法第43条の規定に違反するので、平成28年10月28日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

路 線 名	除 却 実 施 場 所	物 件
平野川自転車歩行者 専 用 道 線	生 野 区 巽 南 5 丁 目 1 9 番 先	樹木等
備 後 町 線	西 区 鞆 本 町 2 丁 目 5 番 先	樹木

(建設局管理部路政課)

大阪市告示第1410号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように市道の区域を変更する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年10月14日

大阪市長 吉 村 洋 文

路 線 名	区 間	旧 新 別	敷地の 幅 員	敷地の 延 長
生 野 区 第 4 0 号 線	生野区勝山北1丁目 5829番の2地から	旧	m 1.82	m 37.09

	同 区同 1 丁目 5829番の2地まで (参考図参照)	新	2.91 ～4.91	37.09
東 住 吉 区 第1262号線	東住吉区西今川2丁目 22番14地先から 同 区田辺5丁目 79番の1地先まで (参考図参照)	旧	m 2.16 ～3.64	m 8.14
		新	2.16 ～3.64及び 6.73 ～7.71	8.14及び 13.15

(建設局管理部管理課)

大阪市告示第1411号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように市道の供用を開始する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

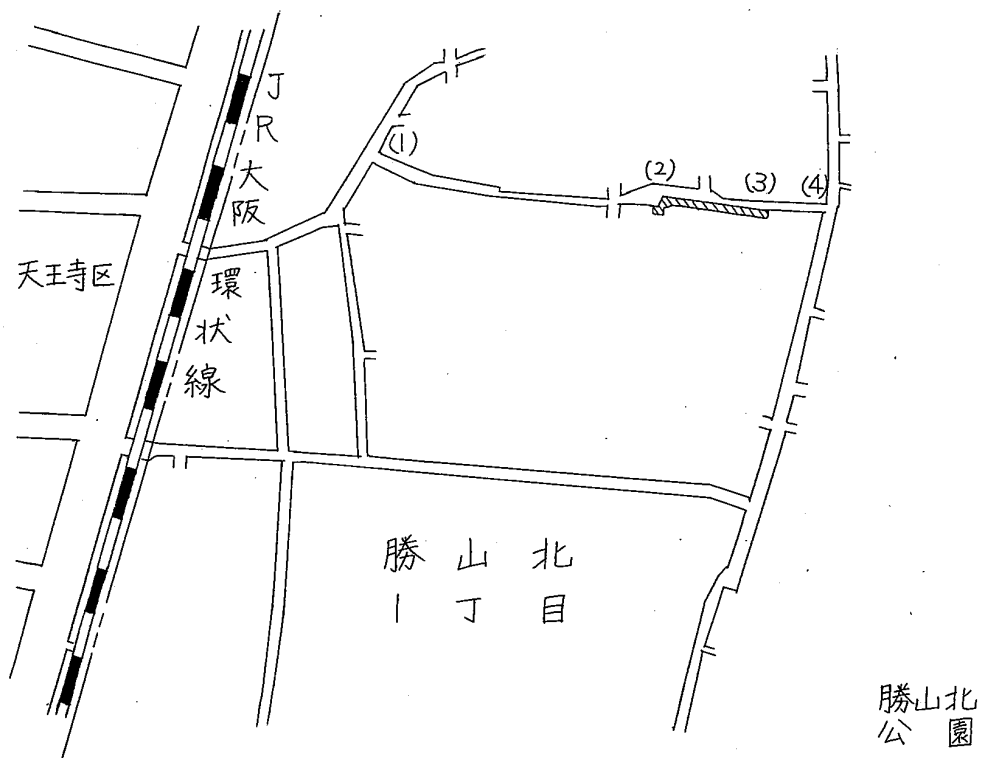
平成28年10月14日

大阪市長 吉 村 洋 文

路 線 名	区 間	供用開始の期日
生 野 区 第40号線	生野区勝山北1丁目5829番の2地から 同 区同 1 丁目5829番の2地まで (参考図参照)	告示の日
東 住 吉 区 第1262号線	東住吉区西今川2丁目22番の14地先から 同 区田辺5丁目79番の1地先まで (参考図参照)	告示の日

参考図

生野区



凡 例



新たに道路となる部分

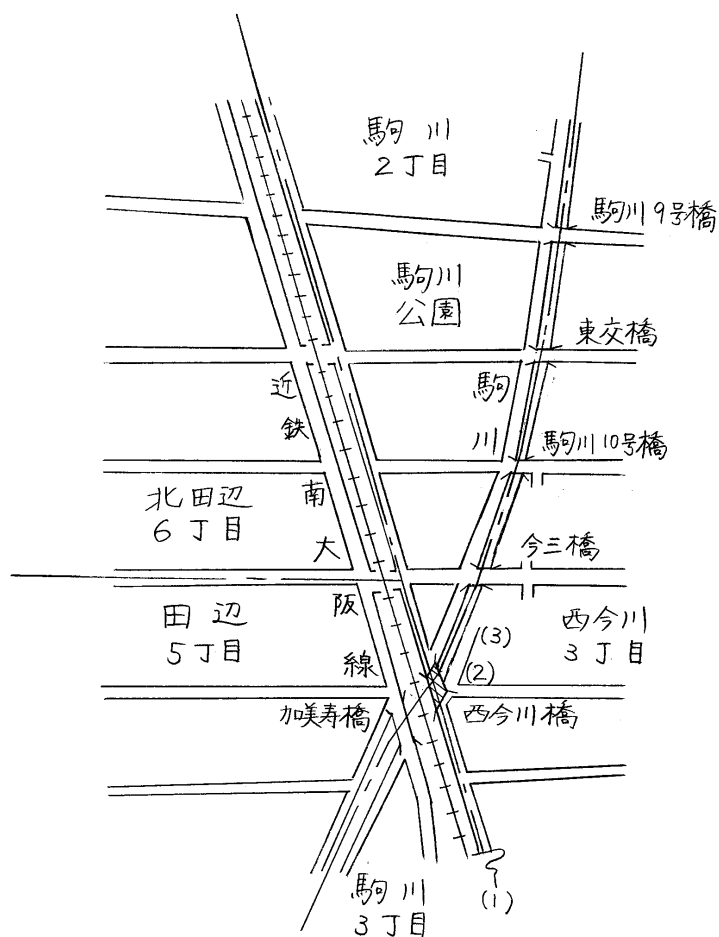
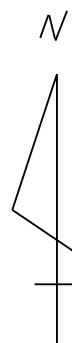


区 界

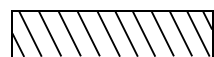
説 明

生野区第40号線(1)(4)間のうち(2)(3)間を区域変更する。

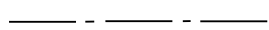
参考図 東住吉区



凡 例



新たに道路となる部分



町 丁 界

説 明

東住吉区第1262号線(1)(3)間のうち(2)部分を区域変更する。

(建設局管理部管理課)



大阪市告示第1412号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成28年10月14日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 担当部局

〒530-8201 大阪市北区中之島 1 丁目 3 番20号大阪市役所 3 階
大阪市教育委員会事務局総務部教育政策課（調達）
電話 06-6208-9078

2 入札に付する事項**(1) 長期借入物品及び数量**

大阪市立中央高等学校プログラミング実習用コンピュータ機器 一式
（電子入札対象案件とする。）

(2) 長期借入物品の特質等 入札説明書による。**(3) 借入期間 平成29年 3 月 1 日から平成34年 2 月28日まで（60月）****(4) 納入場所 入札説明書による。****3 入札参加資格**

次に掲げる要件のすべてに該当し、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を契約管財局契約部契約課物品契約グループに行えば当該審査を行う。

ただし、平成28年10月28日（金）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に該当しない者であること
- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 平成27・28年度本市入札参加有資格者名簿に業務委託種目「12 賃貸：02 事務用品賃貸：02 情報処理用機器（158）」で登録していること
- (5) 当該物品又はこれと類似する物品についての賃貸借契約の実績がある賃貸業の者であること
- (6) 仕様書記載の条件を満たす納入予定物品諸元書の提出ができること
- (7) 機器の据付、接続及び調整が実施可能な体制が整備されていることを示した書類の提出ができること
- (8) 仕様書記載のインストール作業ができることを示した書類の提出ができること
- (9) 仕様書記載の要件を満たす納入予定物品に対するアフターサービス・メンテナンス等の体制が整備されていることを示した書類の提出ができること

4 入札説明書等の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所、入札参加申請書等の受付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先

大阪市電子入札システム（以下「システム」という。）上及び担当部局（上記1に同じ）

- (2) 入札説明書等の交付方法

公告の日から平成28年10月28日（金）まで無償により交付する。

※ 紙入札者については、「1 担当部局」において入札説明書等を公告の日から平成28年10月28日（金）までの本市の休日を除く午前9時から午後5時まで無償にて交付する。（午後0時15分から午後1時までの間を除く。）

- (3) 入札参加申請書等の受付期間

公告の日から平成28年10月28日（金）までの本市の休日を除く午前9時から午後5時まで

- (4) 入札参加申請書等の受付場所

入札説明書による。

5 入札執行の日時等

- (1) 電子入札による場合

- ① 入札書受付期間

平成28年12月12日（月）から同月13日（火）までの午前9時から午後5時まで

- ② 開札予定日時

平成28年12月14日（水）午前10時

- ③ 場所

システム上とする。

- (2) 紙入札による場合

- ① 入札書受付期間

平成28年12月14日（水）午前9時45分から午前10時まで

- ② 開札予定日時

平成28年12月14日（水）午前10時

- ③ 場所

大阪市教育委員会事務局入札室（上記1に同じ）

ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。）第25条第2項に規定する郵便等による入札の場合は、書留郵便等配達記録が残る方法により平成28年12月13日（火）午後5時までに必着のこと

6 入札保証金等

- (1) 入札保証金（見積った契約希望金額の100分の3以上） 免除

ただし、正当な理由がなく契約を締結しないときは、落札金額（入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（単

価契約にあつては、落札金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあつては、落札金額を1年当たりの額に換算した額)) の100分の3に相当する違約金を徴収する。

(2) 契約保証金 要

ただし、契約規則第37条第1項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 保証人 不要

(4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本告示に示した入札参加申請書等を平成28年10月28日(金)午後5時までに受付場所に、持参または書留郵便等配達の記事が残るものによる郵送により必着のこと。

なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

提出された証明書等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

8 入札の無効

契約規則第28条第1項の規定に該当する入札は無効とする。

なお、開札後落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

9 その他

(1) この調達法は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(2) 落札の決定から契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたとき、または、契約規則第32条第2項の規定により、契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあることその他の理由により著しく不相当であると認められるときは、契約の締結を行わないものとする。

(3) 本契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

(4) この調達法は、地方自治法施行令第167条の17に該当する長期継続契約案件である。

(5) 詳細は入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be long term leased:

Computer equipment for programming training for Osaka City Chuo

High School

- (2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:

5:00PM, 28 October 2016

- (3) The date and time for the submission of tenders:

- ① On the Osaka city Electronic Tender System:

from 9:00AM, 12 December 2016 to 5:00PM, 13 December 2016

- ② In person: from 9:45AM to 10:00AM, 14 December 2016

- ③ By post :5:00PM, 13 December 2016

- (4) A contact point where tender documents are available:

Educational Policy Division, General Affairs Department, Board of Education, The City of Osaka 3-20, Nakanoshima 1-chome, Kita-ku, Osaka 530-8201, TEL 06-6208-9078

(教育委員会事務局総務部教育政策課)

大阪市告示第1413号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成28年10月14日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 担当部局

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号大阪市役所3階
大阪市教育委員会事務局総務部教育政策課（調達）
電話 06-6208-9078

2 入札に付する事項

- (1) 借入物品及び数量

岸里小学校仮設校舎 一式

（電子入札対象案件とする。）

- (2) 借入物品の特質等 入札説明書による。

- (3) 借入期間 平成29年7月15日から平成30年10月31日まで

- (4) 納入場所 入札説明書による。

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてに該当し、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を契約管財局契約部契約課物品契約グループに行えば当該審査を行う。

ただし、平成28年10月28日（金）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 平成27・28年度本市入札参加有資格者名簿に業務委託種目「12 賃貸：01 建物等賃貸：01 建物（155）」で登録していること
- (5) 平成23年度（平成23年4月1日）以降において、賃貸借契約（用途：学校校舎、構造：鉄骨プレハブ造、階数：2階建以上で1棟当たりの延床面積が500㎡以上の建物）の履行実績があること

4 入札説明書等の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所、入札参加申請書等の受付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先
大阪市電子入札システム（以下「システム」という。）上及び担当部局（上記1に同じ）
- (2) 入札説明書等の交付方法
公告の日から平成28年10月28日（金）まで無償により交付する。
※ 紙入札者については、「1 担当部局」において入札説明書等を公告の日から平成28年10月28日（金）までの本市の休日を除く午前9時から午後5時まで無償にて交付する。（午後0時15分から午後1時までの間を除く。）
- (3) 入札参加申請書等の受付期間
公告の日から平成28年10月28日（金）までの本市の休日を除く午前9時から午後5時まで
- (4) 入札参加申請書等の受付場所
入札説明書による。

5 入札執行の日時等

- (1) 電子入札による場合
 - ① 入札書受付期間
平成28年12月12日（月）から同月13日（火）までの午前9時から午後5時まで
 - ② 開札予定日時
平成28年12月14日（水）午前11時
 - ③ 場所
システム上とする。
- (2) 紙入札による場合
 - ① 入札書受付期間
平成28年12月14日（水）午前10時45分から午前11時まで
 - ② 開札予定日時
平成28年12月14日（水）午前11時

③ 場所

大阪市教育委員会事務局入札室（上記 1 に同じ）

ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。）第25条第 2 項に規定する郵便等による入札の場合は、書留郵便等配達記録が残る方法により平成28年12月13日（火）午後 5 時までに必着のこと

6 入札保証金等

(1) 入札保証金（見積った契約希望金額の100分の 3 以上）免除

ただし、正当な理由がなく契約を締結しないときは、落札金額（入札書に記載された金額に当該金額の100分の 8 に相当する額を加算した金額（単価契約にあつては、落札金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあつては、落札金額を 1 年当たりの額に換算した額））の100分の 3 に相当する違約金を徴収する。

(2) 契約保証金 要

ただし、契約規則第37条第 1 項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 保証人 不要

(4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本告示に示した入札参加申請書等を平成28年10月28日（金）午後 5 時までに受付場所に、持参または書留郵便等配達記録が残るものによる郵送により必着のこと。

なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

提出された証明書等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

8 入札の無効

契約規則第28条第 1 項の規定に該当する入札は無効とする。

なお、開札後落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

9 その他

(1) この調達法は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(2) 落札の決定から契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたとき、または、契約規則第32条第 2 項の規定により、契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すことと

なるおそれがあることその他の理由により著しく不適當であると認められるときは、契約の締結を行わないものとする。

- (3) 本契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

- (4) 詳細は入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be long term leased:

Temporary school building at Kishinosato elementary school 1set

- (2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:

5:00PM, 28 October 2016

- (3) The date and time for the submission of tenders:

- ① On the Osaka city Electronic Tender System:

from 9:00AM, 12 December 2016 to 5:00PM, 13 December 2016

- ② In person: from 10:45AM to 11:00AM, 14 December 2016

- ③ By post :5:00PM, 13 December 2016

- (4) A contact point where tender documents are available:

Educational Policy Division, General Affairs Department, Board of Education, The City of Osaka 3-20, Nakanoshima 1-chome, Kita-ku, Osaka 530-8201, TEL 06-6208-9078

(教育委員会事務局総務部教育政策課)



大阪市告示第1414号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成28年10月14日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 担当部局

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所3階
大阪市教育委員会事務局総務部教育政策課（調達グループ）
電話 06-6208-9078

2 入札に付する事項

- (1) 役務の名称及び数量

平成29年度大阪市立小学校、中学校及び高等学校産業廃棄物処分業務委託（単価契約）

- (2) 業務委託概要

入札説明書による。

- (3) 業務委託期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

(4) 履行場所

入札説明書による。

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてに該当し、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

なお、本市入札参加資格有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を契約管財局契約部契約課業務委託グループ（〒552-0007 大阪市港区弁天1丁目2番1-1300号 オーク200 1番街 13階 電話 06-4395-7145）に行えば、当該審査を行う。

ただし、平成28年10月28日（金）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 平成27・28年度本市入札参加有資格者名簿に業務委託種目「01：建物等各種施設管理－16：廃棄物処理－04：産業廃棄物（処分）（062）」で登録していること
- (5) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）第14条第6項の規定に基づき、大阪府知事、大阪市長又は堺市長からの産業廃棄物処分業の許可を有すること。

（許可項目：廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、木くず）

- (6) 産業廃棄物管理票について電子マニフェストを使用できること

4 入札説明書等の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所、入札参加申請書等の受付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先

大阪市電子入札システム（以下「システム」という。）上及び担当部局（上記1に同じ。）

- (2) 入札説明書等の交付方法

公告の日から平成28年10月28日（金）まで無償により交付する。

※ 紙入札者については、担当部局（上記1に同じ）において入札説明書等を公告の日から平成28年10月28日（金）までの本市の休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで無償にて交付する。（ただし、午後0時15分から午後1時までの間を除く。）

- (3) 入札参加申請書等の受付期間

公告の日から平成28年10月28日（金）までの本市の休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで

- (4) 入札参加申請書等の受付場所

入札説明書による。

5 入札執行の日時等

(1) 電子入札による場合

① 入札書提出期間

平成28年12月12日（月）から同月13日（火）の午前9時から午後5時まで

② 開札予定日時

平成28年12月14日（水）午後2時

③ 場所

システム上

(2) 紙入札による場合

① 入札書提出期間

平成28年12月14日（水）午後1時45分から午後2時まで

② 開札予定日時

平成28年12月14日（水）午後2時

③ 場所

大阪市教育委員会事務局入札室（上記1に同じ。）

ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。）第25条第2項に規定する郵便等（以下「郵便等」という。）による入札の場合は、書留郵便等配達記録の記録が残る方法により担当部局（上記1に同じ）あて平成28年12月13日（火）午後5時までに必着のこと。

6 入札保証金等

(1) 入札保証金（見積った契約希望金額の100分の3以上） 免除

ただし、正当な理由がなく契約を締結しないときは、落札金額（入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（単価契約にあっては、落札金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあっては、落札金額を1年当たりの額に換算した額））の100分の3に相当する違約金を徴収する。

(2) 契約保証金（契約金額の100分の10以上） 要

ただし、契約規則第37条第1項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 保証人 不要

(4) 契約書作成の要否 要

7 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本告示に示した入札参加申請書等を平成28年10月28日（金）午後5時までに、担当部局（上記1に同じ）まで持参又は郵便等により必着のこと。

なお、当該書類に関し本市より説明を求められた場合は、これに応じなけ

ればならない。

提出された書類等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

9 入札の無効

契約規則第28条第1項の規定に該当する入札は無効とする。

なお、落札決定までの間に入札参加申請者が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

10 その他

- (1) 落札の決定から契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたとき、又は、契約規則第32条第2項の規定により、契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあることその他の理由により著しく不適當であると認められるときは、契約の締結を行わないものとする。
- (2) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (3) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (4) この調達はWTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (5) 契約の締結は平成29年度予算が発効した時とする。
- (6) 詳細は入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required:
FY 2017 Industrial waste disposal of the Osaka Municipal Elementary School, Junior High School, High School.
- (2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:
5:00 PM, 28 October 2016
- (3) The date and time for the submission of tenders:
 - ① On the Osaka City Electronic Tender System:
from 9:00AM, 12 December 2016 to 5:00PM, 13 December 2016
 - ② In person: from 1:45PM to 2:00PM, 14 December 2016
 - ③ By post: 5:00PM, 13 December 2016
- (4) A contact point where tender documents are available:
Educational Policy Division, General Affairs Department, Board of Education, The City of Osaka 3-20, Nakanoshima 1-chome, Kita-ku, Osaka 530-8201, TEL 06-6208-9078

(教育委員会事務局総務部教育政策課)

大阪市鶴見区告示第70号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により次のとおり認可したので、同条第10項の規定に基づき告示する。

平成28年10月6日

大阪市鶴見区長 河 村 浩 一

1	名称	諸口中振興町会
2	規約に定める目的	(1) 区域内の住民相互の親睦に関する事業 (2) 諸口中公園や区域内の美化・清掃等の環境整備 (3) 集会施設の維持・管理・運営 (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業
3	区域	大阪市鶴見区諸口1丁目1番、2番、3番、10番の一部、13番の一部、14番の一部、2丁目1番、2番、3番、4番、7番、8番、10番、11番、3丁目1番の一部、3番、4番、4丁目1番、2番、5番、6番、7番、8番の一部
4	事務所の所在地	大阪市鶴見区諸口2丁目10番70号
5	代表者の氏名及び住所	西田 捷男 大阪市鶴見区諸口2丁目8番2号
6	裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）	なし
7	代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）	なし
8	規約に解散の事由を定めたときは、その事由	(1) 地方自治法第260条の2第2号から第5号の規定による (2) 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承認を得る
9	認可年月日	平成28年10月5日

（鶴見区役所地域活動支援課）

（平28.10.6 揭示済）

大阪市交通局告示第40号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

平成28年10月14日

大阪市交通局長 塩谷 智弘

1 担当部局

〒550-8552 大阪市西区九条南1丁目12番62号
大阪市交通局庁舎3階
大阪市交通局経営管理本部調達部調達課
電話 06-6585-6256

2 入札に付する事項**(1) 役務の名称及び数量**

ア 路線車鶴町営業所車検整備業務委託（概算契約）	85両
イ 路線車住之江営業所車検整備業務委託（概算契約）	73両
ウ 路線車西島営業所車検整備業務委託（概算契約）	81両

（以上、電子入札対象案件とする。）

(2) 役務の特質等 入札説明書による。**(3) 契約期間 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで****(4) 履行場所 入札説明書による。****3 入札参加資格**

次に掲げる要件の全てを満たし、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は、入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を担当部局（1に同じ。）に行えば、当該審査を行う。

ただし、平成28年10月27日（木）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱（以下「停止措置要綱」という。）に基づく停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱（以下「排除措置要綱」という。）に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 平成27・28年度本市入札参加有資格者名簿に業務委託種目「02 機械等施設点検・運転操作（プラント設備等に係るものを含む。） 01 施設保守点検整備」、「13 その他代行 26 その他」、物品種目「35 自動車販売」又は「37 自動車修理」のいずれかで登録していること
- (5) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条に定める車検整備において旅客運送事業用乗合自動車（事業用バス）に係る同法第48条に定める12か月ごと定期点検整備及び同法第62条に定める継続検査を実施した実績

を有していること（実績については平成26年度以降のものに限る。）

- (6) 指定自動車整備工場を所有していること

4 入札説明書等の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問合せ先

大阪市電子入札システム（以下「システム」という。）上及び担当部局（1に同じ。）

- (2) 入札説明書等の交付方法

公示日から平成28年10月27日（木）午後5時まで無償により交付する。
（ただし、本市の休日を除く。）

- (3) 入札参加申請書等の受付期間

公示日から平成28年10月27日（木）午後5時まで（ただし、本市の休日を除く。）

- (4) 入札参加申請書等の受付場所 入札説明書による。

5 入札執行の日時等

- (1) 電子入札による場合

ア 入札書受付期間

平成28年12月14日（水）及び同月15日（木）午前9時から午後5時まで

イ 開札予定日時 平成28年12月16日（金）午前11時

ウ 場所 システム上

- (2) 紙入札による場合

ア 入札書受付期間

平成28年12月16日（金）午前10時30分から午前11時まで

イ 開札予定日時 平成28年12月16日（金）午前11時

ウ 場所 大阪市交通局経営管理本部調達部調達課入札室（1に同じ。）

ただし、大阪市交通局契約規程（昭和42年大阪市交通事業管理規程第4号。以下「契約規程」という。）第21条第3項に規定する郵便等（以下「郵便等」という。）による入札の場合は、平成28年12月15日（木）午後5時までに必着のこと

6 入札保証金等

- (1) 入札保証金（見積もった契約希望金額の100分の3以上） 免除

ただし、正当な理由がなく契約を締結しないときは、落札金額（入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（単価契約にあつては、落札金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあつては、落札金額を1年当たりの額に換算した額））の100分の3に相当する違約金を徴収する。

- (2) 契約保証金 要

ただし、契約規程第36条第1項の規定に該当する場合は、免除する。

- (3) 保証人 不要

(4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本公示に示した入札参加申請書等を平成28年10月27日（木）午後5時までに、受付場所に持参又は郵便等により必着のこと。

なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

提出された書類等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

8 入札の無効

契約規程第24条第1項の規定に該当する入札は、無効とする。

なお、開札後、落札決定までに、入札参加申請者が停止措置要綱に基づく停止措置又は排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

9 その他

(1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(2) 落札決定後、契約締結までに、落札者が排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

(3) 本契約は概算契約であり、契約金額の確定は、納入期限において実納入数量に契約時の単価を乗じて行うものとする。

(4) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

(5) 契約の締結は、平成29年度予算が発効したときとする。

(6) 詳細は入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required:

① Annual car inspection and maintenance at Tsurumachi Office
(contract by estimate) (85 cars)

② Annual car inspection and maintenance at Suminoe Office
(contract by estimate) (73 cars)

③ Annual car inspection and maintenance at Torishima Office
(contract by estimate) (81 cars)

(2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:

5:00 PM, 27 October 2016

(3) The date and time for the submission of tenders:

① on the Osaka City Electronic Tender System:

9:00AM-5:00PM, 14-15 December 2016

② in person: 10:30AM-11:00AM, 16 December 2016

③ by post: 5:00PM, 15 December 2016

(4) A contact point where tender documents are available:

Procurement department, Osaka Municipal Transportation Bureau,
The City of Osaka 12-62, Kujominami 1-chome, Nishi-ku, Osaka 550-
8552, TEL 06-6585-6256

(交通局経営管理本部調達部調達課)

大阪市交通局告示第41号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

平成28年10月14日

大阪市交通局長 塩谷 智弘

1 担当部局

〒550-8552 大阪市西区九条南1丁目12番62号
大阪市交通局庁舎3階
大阪市交通局経営管理本部調達部調達課
電話 06-6585-6271

2 入札に付する事項

(1) 製造物品及び予定数量

券売機 製造 478台

(以上、電子入札対象案件とする。)

(2) 製造物品の特質等 入札説明書による。

(3) 納入期間 平成32年3月19日(木)まで

(4) 納入場所 入札説明書による。

3 入札参加資格

次に掲げる要件の全てを満たし、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請(以下「資格審査申請」という。)を担当部局(1に同じ。)に行えば当該審査を行う。

ただし、平成28年10月27日(木)までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること

(2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱(以下「停止措置要綱」という。)に

基づく停止措置を受けていないこと

- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱（以下「排除措置要綱」という。）に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 平成27・28年度本市入札参加有資格者名簿に物品種目「19:産業用機器」で登録していること
- (5) 券売機の納入実績調書を提出できること
- (6) アフターサービス・メンテナンス等の体制についての証明書を提出できること

4 入札説明書等の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問合せ先
大阪市電子入札システム（以下「システム」という。）上及び担当部局（1に同じ。）
- (2) 入札説明書等の交付方法
公示日から平成28年10月27日（木）午後5時まで無償により交付する。（ただし、本市の休日を除く。）
- (3) 入札参加申請書等の受付期間
公示日から平成28年10月27日（木）午後5時まで（ただし、本市の休日を除く。）
- (4) 入札参加申請書等の受付場所 入札説明書による。

5 入札執行の日時等

- (1) 電子入札による場合
 - ア 入札書受付期間
平成28年12月14日（水）及び同月15日（木）午前9時から午後5時まで
 - イ 開札予定日時 平成28年12月16日（金）午前11時
 - ウ 場所 システム上
- (2) 紙入札による場合
 - ア 入札書受付期間
平成28年12月16日（金）午前10時30分から午前11時まで
 - イ 開札予定日時 平成28年12月16日（金）午前11時
 - ウ 場所 大阪市交通局経営管理本部調達部調達課入札室（1に同じ。）
ただし、大阪市交通局契約規程（昭和42年大阪市交通事業管理規程第4号。以下「契約規程」という。）第21条第3項に規定する郵便等（以下「郵便等」という。）による入札の場合は平成28年12月15日（木）午後5時までに必着のこと

6 入札保証金等

- (1) 入札保証金（見積った契約希望金額の100分の3以上） 免除
ただし、正当な理由がなく契約を締結しないときは、落札金額（入札書

に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（単価契約にあっては、落札金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあっては、落札金額を1年当たりの額に換算した額）の100分の3に相当する違約金を徴収する。

(2) 契約保証金 要

ただし、契約規程第36条第1項の規定に該当する場合は免除する。

(3) 保証人 不要

(4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本公示に示した入札参加申請書等を平成28年10月27日（木）午後5時までに受付場所に持参又は郵便等により必着のこと。

なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

提出された書類等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

8 入札の無効

契約規程第24条第1項の規定に該当する入札は無効とする。

なお、開札後、落札決定までに、入札参加申請者が停止措置要綱に基づく停止措置又は排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

9 その他

(1) この調達法は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(2) 落札決定後、契約締結までに、落札者が排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

(3) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

(4) 詳細は入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and estimated quantity of Renewal products to be manufactured:

Ticket vending machine manufacturing 478 units

(2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:

5:00 PM, 27 October 2016

(3) The date and time for the submission of tenders: